

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月12日

茨城県人事委員会



茨人委第210号
平成30年10月12日

茨城県議会議長 山岡恒夫 殿

茨城県知事 大井川和彦 殿

茨城県人事委員会
委員長 足立 勇人

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて、給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに	1
1 職員給与の現状	2
2 民間給与の現状	3
3 職員と民間従業員の給与比較	4
4 物価及び生計費の動向	5
5 給与制度等をめぐる動向	6
むすび	7
1 職員の給与	7
2 公務の運営	7

別紙第2 勧告

1 職員の給与に関する条例の改正	12
2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	13
3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	13
4 改定の実施時期	14

別記 給料表

別記第1	15
別記第2	53
別記第3	55

別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているものであり、人事委員会は情勢適応の原則、均衡の原則など地方公務員法の趣旨に則り、中立・公正な専門機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、知事及び議会に報告・勧告することとされている。

このうち、職員の給与については、毎年、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を行い、職員と民間企業従業員の給与を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本として、国、他の都道府県の状況、地域の生計費その他の事情を総合的に勘案しながら、報告及び勧告を行っているところである。

近年、急速な人口減少や少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化など、将来の予測が難しい時代を迎える中、本県においては「新しい茨城づくり」政策ビジョンに基づき、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、施策を展開しているところである。

職員が対応すべき行政課題も複雑かつ多様化しており、こうした行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、有為な人材の確保・育成や成績主義の原則に基づく人事管理の徹底のほか、働き方の改革等に取り組むことにより、職員の士気や意欲を高め、公務運営の活性化を図っていくことが必要である。

また、本年8月、人事院が「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行い、定年の引上げに関する具体的措置が示されたところである。定年の引上げは、本県にとっても重要な課題であると認識しており、国の動向等に留意し、適切に対応していくことが求められている。

こうした中、本委員会は、職員一人ひとりが、自ら意欲を持って困難な業務に積極的に取り組み、時代の変化に的確に対応していくことができるよう、本年も、適正な給与水準の確保や働きやすい職場環境づくりの推進等について、調査・検討を重ね、勧告に臨んだところである。

本委員会としては、今後とも地方公務員法の趣旨に則り、職員の適正な勤務条件の確保に努めてまいり所存である。

1 職員給与の現状

本委員会は、職員（企業職員、病院事業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。）の給与を検討するため、本年4月現在で職員給与実態調査を実施したが、その結果は、次のとおりである。

(1) 職員構成

職員構成の状況は、表－1のとおりであり、職員数は30,567人となっている。

職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び福祉職の7種11給料表並びに特定任期付職員及び任期付研究員の給料表の適用を受け、その平均年齢は、42.7歳である。

また、学歴別人員構成は、大学卒79.3%、短大卒6.6%、高校卒14.1%、性別人員構成は、男性59.0%、女性41.0%となっている。

表－1 職員構成の状況

職 員 数		平 均 年 齢		平均経験年数	
30,567人		42.7歳		20.5年	

学歴別人員構成比				性別人員構成比	
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男 性	女 性
79.3%	6.6%	14.1%	0.0%	59.0%	41.0%

(注) 育児休業中及び公益的法人等派遣の職員等を除く（次表について同じ）。

(2) 平均給与月額

平均給与月額は、表－2のとおりであり、職員全体では397,400円となっており、うち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（新規学卒の採用者等を除く。）では383,412円となっている。

表－2 職員の平均給与月額

	給 料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全 職 員	356,352円	22,287円	5,112円	8,280円	4,892円	477円	397,400円
うち 行政職員	338,515円	21,763円	8,226円	9,256円	5,437円	215円	383,412円

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。
 2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）等を含む。
 3 行政職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員。

2 民間給与の現状

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,285のうち262事業所について、職種別民間給与実態調査を実施した。

調査では、公務に類似すると認められる職種の職務に従事する者12,022人について、給与改定の有無にかかわらず、本年4月分として個々の従業員に実際支払われた給与月額等を実地に調査した。同時に、各企業における給与改定の状況等についても調査を実施した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

調査完了率は、各民間事業所の御協力を得て、本年も84.9%と高いものとなっている。

調査結果については、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、表－3のとおり、大学卒で32.0%（昨年31.2%）、高校卒で32.4%（同24.5%）となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で43.7%（同42.5%）、高校卒で51.8%（同36.4%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で56.3%（同57.5%）、高校卒で46.8%（同61.8%）となっている。

表－3 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	32.0 %	(43.7) %	(56.3) %	— %	68.0 %
	500人以上	37.5	(65.7)	(34.3)	—	62.5
	100人以上 500人未満	33.8	(24.9)	(75.1)	—	66.2
	50人以上 100人未満	13.9	—	(100.0)	—	86.1
高校卒	規模計	32.4	(51.8)	(46.8)	(1.4)	67.6
	500人以上	35.6	(70.6)	(29.4)	—	64.4
	100人以上 500人未満	35.6	(35.1)	(64.9)	—	64.4
	50人以上 100人未満	16.7	(33.3)	(50.0)	(16.7)	83.3

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

(2) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況は、表－４のとおりであり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は40.5%（昨年36.6%）となっており、昨年に比べて3.9ポイント増加している。

また、民間における定期昇給の状況は、表－５のとおりであり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は95.9%（昨年93.6%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は28.0%（昨年29.2%）、減額となっている事業所の割合は2.0%（同5.8%）となっている。

表－４ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	40.5 %	6.4 %	— %	53.1 %
課長級	29.5	7.0	—	63.5

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

表－５ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係員	95.9 %	95.9 %	28.0 %	2.0 %	65.9 %	0.0 %	4.1 %
課長級	87.1	87.1	26.1	2.0	59.0	0.0	12.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、個々人の主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式で、本年4月分の給与額を比較した。

較差の状況については、表－６のとおりであり、民間給与が職員の給与を1人当たり631円（0.16%）上回っていることが明らかになった。

表－6 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100\right)$
384,043円	383,412円	631円 (0.16%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、表－7のとおり、平均所定内給与月額との4.46月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.40月)を上回っている。

表－7 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期	(A ₁)	368,594円
	上半期	(A ₂)	376,821円
特別給の支給額	下半期	(B ₁)	832,545円
	上半期	(B ₂)	827,640円
特別給の支給割合	下半期	$\left[\frac{B_1}{A_1}\right]$	2.26月分
	上半期	$\left[\frac{B_2}{A_2}\right]$	2.20月分
特別給の支給割合年間計			4.46月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 物価及び生計費の動向

本年4月の小売物価統計調査(総務省)に基づく消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.6%、水戸市では0.7%それぞれ上昇している。

また、本委員会が家計調査(総務省)を基礎に算定した本年4月の水戸市(調査対象世帯数96世帯)の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ137,099円、169,036円及び200,962円となっている。

5 給与制度等をめぐる動向

(1) 国の動向

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。また、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った（巻末掲載）。

主な給与等の報告及び勧告は、次のとおりである。

- ア 民間給与との較差（0.16%）を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- イ ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

(2) 都道府県の動向

国家公務員の行政職の職員の俸給と本県のこれに相当する行政職の職員の給料について、国家公務員の俸給を100とし、ラスパイレス方式で比較したところ、平成29年4月1日現在、本県のラスパイレス指数は101.2（地域手当補正後は100.0）である。

各都道府県のラスパイレス指数の状況は、表－8のとおりとなっている。

表－8 都道府県の給与比較

ラスパイレス指数	98未満	98以上 99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団 体 数	5 団体	7 団体	9 団体	14 団体	12 団体
団体数(地域手当補正後)	6	9	9	17	6

むすび

職員の給与決定等の基礎となる諸条件は、以上のとおりである。これらを総合的に検討した結果、本委員会の見解は、次のとおりである。

1 職員の給与

(1) 公民較差等に基づく給与改定

職員の給与については、民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県の給与並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案した結果、次のとおり改定する必要がある。

ア 給料表

行政職給料表については、人事院勧告に準じて、改定すること。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定すること。

イ 初任給調整手当

初任給調整手当については、国に準じて、所要の改定を行うこと。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、人事院勧告に準ずることを基本として、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、所要の改定を行うこと。

(2) 宿日直手当の改定

宿日直手当については、人事院勧告に準じて、所要の改定を行うこと。

(3) 給与制度の整備に係る諸課題

従来から公務をめぐる環境の変化に適切に対応し、所要の制度改正を行ってきたところであるが、引き続き、国及び他の都道府県の動向等に留意し、給与制度の整備に係る諸課題について、検討を進める必要がある。

給料の調整額及び特殊勤務手当については、国及び他の都道府県の動向等並びに勤務環境の変化等を考慮し、見直しの検討を進める必要がある。

2 公務の運営

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

若年人口の減少や民間企業の採用意欲の高まり等により、本県職員を目指す受験者の確保は大変厳しい状況が続いている中、複雑かつ高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務の担い手となる有為の人材の確保が重要である。

また、女性活躍推進のための取組が加速する中、本県においても、女性の採用・登用の拡大に取り組んでいるところであり、女性の受験者の確保

が重要である。

このため、本県では、任命権者と連携しながら本県職員を目指す受験者の増加に向けて、大学等における説明会やSNS等を活用し、県の仕事の魅力ややりがい、男女共に働きやすい職場環境づくりの取組などの広報を実施してきたところであり、引き続き積極的に取り組む必要がある。

さらに、組織活力の向上を図る上では、民間企業における知識や経験等を持つ多様な人材を採用することが重要であり、昨年度から本格的に実施した社会人採用選考について、引き続き取り組む必要がある。

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、その取組を推進するとともに、障害者が働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。

イ 人材の育成

複雑・高度化する行政課題に対応していくためには、強い使命感や経営感覚、豊かな創造力を有する人材の育成が重要である。

本県では、新規採用職員から管理職までの各職層に応じた研修に加え、職場研修支援等の各種支援事業を実施するほか、民間企業等への派遣研修、国、他県、市町村との人事交流等を行っているところであり、任命権者においては、組織の活力を最大限に高めるため、職員の資質向上と意識改革につながるよう引き続き人材の育成に取り組む必要がある。

また、女性職員の更なる活躍を推進するため、女性職員がその能力を十分発揮できるよう、キャリアの形成の支援や積極的登用に引き続き取り組む必要がある。

ウ 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の士気や意欲を高め、公務運営の活性化を図るためには、採用年次や試験区分等にとらわれず、能力・実績等に基づいた公正な人事管理を進めていくことが重要である。

その基礎となる重要な仕組みが人事評価制度であり、地方公務員法の一部改正により、平成28年度から全ての職員を対象に人事評価制度が本格実施され、平成29年度からはこれまでの任用面に加えて、全ての職層の職員に対して評価結果が給与にも反映されるようになったところである。

公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度とするには、職員の能力や実績を適切に評価するとともに、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の意欲の向上や人材育成に努めることが重要である。

また、人事評価制度を円滑に実施する上で、評価結果に関する苦情への的確な対応を図ることも必要である。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備等

ア 長時間労働の是正の取組

職員が意欲を持って生き生きと働くことができるようにするためには、勤務環境をめぐる諸課題にも対応していく必要があり、特に、長時間労働の是正については、民間労働法制の改正が行われたことも踏まえ、地方公務員においても更なる取組が求められているところである。

本県では、「時間外勤務縮減・ムダ排除推進の取組」において、時間外勤務の事前命令の徹底、定時退庁日の設定などのほか、「事務執行に関する全庁統一の方針」を定め、内部事務や会議の廃止・合理化等の事務の見直しを全庁的に進めるなど、年間を通じて様々な取組が行われている。

特に、今年度は、原則月2回の完全消灯の実施や、取得計画表の作成等による年次有給休暇の取得促進、さらには、過重労働の是正に向けて、各所属長が全ての職員の勤務時間を毎月確認し、業務の進め方を指導するとともに、事務分担の見直しや応援体制などを検討する取組を、重点的に実施しているところである。

これらのマネジメント強化、業務合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた要員が確保される必要がある。

なお、国家公務員については、超過勤務命令を行うことができる上限時間数を人事院規則で定めることとされたところであるが、本県において、同様の規定を設けることについては、国や他の都道府県の動向に留意し、今後検討を行うこととする。

また、市町村立学校県費負担教職員にあっては、引き続き、学校・市町村教育委員会・県教育委員会が連携して、学校現場における業務改善に取り組んでいく必要がある。

イ 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

(ア) 仕事と家庭の両立支援

少子高齢化の進展を背景に、育児や介護の状況が変化する中、仕事と家庭の両立を図るため、多様で柔軟な働き方が可能となる勤務環境を整備することが重要な課題となっている。

本県では、本年4月から、勤務形態の選択肢を増やすなど時差出勤制度を拡充し、試行であったテレワークを本格的に導入したところである。これらの制度が職員の仕事と家庭の両立支援に活用されている状況が見られることから、引き続き利用状況等の検証を行い、多様で柔軟な働き方が可能となる勤務環境を整備していく必要がある。

また、各種支援制度の活用には、職場の理解と利用しやすい環境の整

備が重要であることから、任命権者においては、育児や介護を行う職員のための支援制度や長期不妊治療休暇を周知するための「両立支援ガイドブック」を作成するなど、様々な取組が行われているところである。

より一層の制度利用の促進を図るため、引き続き、職員に対する制度の周知や意識の啓発を行う必要がある。

(イ) 心の健康づくりの推進

職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる職場環境を整えることは、職員自身やその家族ばかりでなく、公務の運営にとっても極めて重要である。

本県では、メンタルヘルス対策として、研修会の開催や各種相談制度、職場復帰支援制度の実施などに取り組んでおり、特に、過重労働に係る健康障害防止のための過重労働報告の徹底を図っているところである。

しかしながら、依然としてメンタル疾患に伴う長期病休者数が多いことから、ストレスチェック制度の効果的な活用により、職場環境の課題を的確に把握し、円滑かつ速やかに改善措置を講ずるなど、職員の心の健康づくりになお一層努める必要がある。

ウ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の運営にも支障をもたらすものである。

任命権者において、ハラスメントの防止に関する要綱が制定されており、ハラスメントの防止や対応に係る様々な取組がなされているところであるが、当委員会の苦情相談においても、依然として、ハラスメントに係る相談が寄せられていることから、職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な勤務環境を実現するために、引き続き取組を進める必要がある。

(3) 高齢層職員の能力及び経験の活用

人事院は、本年「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行い、質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳まで引き上げることが必要とした。

定年の引上げを行うに当たっては、短時間勤務制の導入により60歳を超える職員の多様な働き方を可能とすること等の措置を講ずるとともに、組織活力を維持する観点から、当分の間、役職定年制を導入するとされ、60歳を超える職員の年間給与は、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60歳前の7割水準に設定することが適当としている。

また、定年を段階的に引き上げる中では、能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直していく必要があり、さらに定年の引上げ

が円滑に実施できるよう、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用するための環境整備について公務全体で取り組む必要があるとしている。

本県においても、国の動向を注視しながら、定年引上げに関して人事管理や給与制度全般にわたり課題を整理し、対応していく必要がある。

(4) 会計年度任用職員制度の導入

地方公務員の臨時・非常勤職員については、総数が平成28年4月現在で約64万人と増加しており、教育をはじめとした様々な分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっており、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められている。

このような中、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が昨年5月17日に公布され、一般職の会計年度任用職員制度の創設及び任用、服務規律等の整備が図られるとともに、臨時・非常勤職員について、任用要件が厳格化されたところである。

任命権者においては、制度が円滑に導入されるよう、平成32年4月の改正法の施行に向け、条例等の整備やその他所要の準備を着実に進めることが必要である。

(5) 公務員倫理の徹底

職員は県民全体の奉仕者であり、高い倫理観を持つことが常に求められている。

しかしながら、一部の職員によるわいせつ行為、飲酒運転等の法令遵守意識に欠ける不祥事が見られ、県民からの県全体に対する信頼の低下が懸念される場所である。

一人の職員の行動が公務全体の信用に大きな影響を与えることを認識し、県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、任命権者において、改めて職員の公務員倫理の徹底と意識向上を図る必要がある。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通して、公務運営の安定に寄与しているところである。

このような本制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実現されるよう要請する。

職員にあっては、県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービスの提供に努め、高い倫理観と使命感をもって全力で職務に専念することを望むものである。

別紙第2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）を次のとおり改正するよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を国に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるものに対する支給月額を50,800円とすること。

イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円、人事委員会規則で定める病院の医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ6,600円、11,100円、31,500円）とすること。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回に係る支給額の限度を、それぞれ2,200円、3,700円、10,500円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 平成30年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を1.0月分とすること。

(イ) 平成31年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分）とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員（勤勉手当にあっては、再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

特定任期付職員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすること。

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては平成30年12月1日から、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成31年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
再	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
任	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
用	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
職	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
員	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
以	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
外	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
職	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
員	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900					
96		295,600	343,500	382,300					
97		295,800	343,700	382,600					
98		296,100	344,100	383,100					
99		296,500	344,500	383,500					
100		296,900	344,800	383,900					
101		297,100	345,100	384,200					
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び付則第4項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500

	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
再	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
任	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
用	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
職	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
員	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
外	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
の	73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
職	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
員	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			

89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600	
99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000	
100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400	
101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700	
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130			376,200			
131			376,700			
132			377,200			
133			377,500			
134			378,000			
135			378,400			
136			378,800			

	137			379,100						
	138			379,600						
	139			380,100						
	140			380,600						
	141			380,900						
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

- 備考 1 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 3級の5号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、212,700円とする。

海事職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	172,900	226,600	270,400	319,200	356,100	416,400
	2	175,200	228,800	272,200	321,200	358,400	418,900
	3	177,700	230,800	274,000	323,300	360,600	421,500
	4	180,000	232,900	275,800	325,400	363,100	424,000
	5	182,400	234,900	277,100	327,600	365,100	426,200
	6	184,900	236,900	279,000	329,500	368,200	428,600
	7	187,300	239,000	280,800	331,100	371,400	431,000
	8	189,900	241,100	282,600	332,800	374,300	433,400
	9	192,100	243,300	284,000	334,300	377,100	435,100
	10	194,500	245,200	286,500	336,600	380,200	437,200
	11	196,900	247,100	288,700	338,900	383,300	439,400
	12	199,400	249,000	290,900	341,400	386,300	441,600
	13	201,900	250,700	293,300	343,300	389,000	443,300
	14	204,500	252,600	295,900	345,600	391,700	445,500
	15	207,200	254,400	298,100	347,900	394,500	447,600
	16	209,800	256,300	300,500	350,300	397,200	449,800
	17	212,200	257,900	302,700	352,600	400,000	451,900
	18	214,900	259,800	304,900	355,100	402,000	454,200
	19	217,600	261,700	307,100	357,500	404,000	456,500
	20	220,300	263,600	309,200	359,900	406,000	458,700
	21	222,900	265,100	311,200	362,300	407,500	460,900
	22	224,500	266,700	312,400	364,700	409,400	462,700
	23	226,100	268,200	313,500	366,900	411,200	464,400
	24	227,700	269,600	314,700	369,200	413,200	466,100
	25	229,200	271,100	316,000	371,300	414,700	467,500
	26	230,600	272,700	317,400	373,700	416,200	468,800
	27	232,100	274,100	318,900	376,100	417,900	470,000
	28	233,400	275,600	320,500	378,400	419,600	471,100
	29	235,000	276,900	321,800	380,400	420,600	472,200
	30	235,800	278,300	323,400	382,500	422,200	473,200
	31	236,900	279,700	325,000	384,700	423,700	474,200
	32	238,000	280,900	326,700	386,800	425,300	475,400
	33	239,200	281,700	328,200	388,500	426,800	475,700
	34	240,100	283,100	329,800	390,100	428,100	476,700
	35	240,900	284,200	331,100	391,700	429,400	477,800
	36	241,800	285,500	332,600	393,500	430,600	478,900
	37	242,500	286,500	334,100	395,000	431,800	479,800
	38	243,300	287,700	335,700	396,400	432,800	480,700
	39	244,100	288,500	337,300	397,900	433,800	481,600
	40	245,000	289,500	338,700	399,400	434,800	482,500

	41	245,900	290,600	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	246,800	291,500	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	247,700	292,300	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	248,600	293,000	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	249,400	293,900	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	250,300	295,100	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	251,100	296,200	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	252,000	297,500	349,900	409,300	439,200	487,700
再	49	252,400	298,900	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	253,100	300,000	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	253,700	301,100	353,400	412,400	440,900	489,300
任	52	254,100	302,000	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	254,300	303,000	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	254,700	304,000	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	255,100	305,100	358,800	414,400	443,600	491,300
用	56	255,800	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900
	57	256,100	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
	58	256,800	308,100	362,000	415,500	445,300	
	59	257,200	309,200	363,100	416,100	446,000	
職	60	257,800	310,300	364,400	416,500	446,700	
	61	258,400	311,000	365,500	416,800	447,100	
	62	258,800	311,700	366,100	417,400	447,400	
	63	259,300	312,500	366,600	418,000	447,700	
員	64	259,800	313,300	367,200	418,600	448,000	
	65	260,200	313,600	367,600	419,200	448,200	
	66	260,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
	67	260,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
	68	261,300	315,400	369,100	420,900	449,100	
	69	261,600	316,100	369,300	421,500	449,300	
	70			369,600	422,000	449,600	
	71			370,000	422,600	449,900	
	72			370,300	423,200	450,100	
	73			370,800	423,700	450,300	
	74			371,000	424,300		
	75			371,500	424,800		
	76			371,900	425,400		
	77			372,200	425,900		
	78			372,700	426,500		
	79			373,200	427,200		
	80			373,700	427,800		
	81			374,200	428,100		
	82			374,600	428,700		
	83			375,100	429,400		
	84			375,600	430,000		
	85			376,000	430,400		
	86			376,500	430,900		
	87			376,900	431,600		
	88			377,400	432,300		

	89			377,900	432,500		
	90			378,400			
	91			378,900			
	92			379,400			
	93			379,700			
	94			380,100			
	95			380,600			
	96			381,000			
	97			381,500			
	98			381,800			
	99			382,300			
	100			382,700			
	101			383,300			
再任用 職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	214,600	275,300	322,500	406,000
	2	216,900	278,300	325,400	408,300
	3	219,100	281,100	328,500	410,700
	4	221,300	283,900	331,500	413,200
	5	223,400	286,700	334,700	415,300
	6	225,500	289,200	337,500	417,800
	7	227,700	291,400	340,100	420,000
	8	229,800	293,800	342,800	422,500
	9	232,100	296,400	345,800	424,200
	10	234,500	298,900	348,800	426,700
	11	236,900	301,300	351,900	429,000
	12	239,300	303,900	355,200	431,300
	13	241,400	306,200	358,000	432,700
	14	243,800	308,200	360,100	434,900
	15	246,200	310,300	362,400	437,100
	16	248,600	312,200	365,000	439,400
	17	250,600	314,400	367,300	441,500
	18	253,700	316,600	369,500	443,900
	19	256,800	318,600	371,800	446,200
	20	259,900	320,600	373,900	448,600
	21	262,800	322,600	375,900	450,700
	22	265,800	325,100	378,000	453,000
	23	268,700	327,700	380,100	455,400
	24	271,600	330,500	382,100	457,700
	25	274,400	332,500	383,500	459,700
	26	277,000	334,700	385,300	461,900
	27	279,500	336,900	387,100	464,000
	28	282,200	339,400	389,000	466,200
	29	285,000	341,800	390,900	468,300
	30	287,400	344,000	392,600	470,600
	31	289,600	346,100	394,300	472,800
	32	292,000	348,000	396,000	474,900
	33	294,300	350,000	397,600	476,800
	34	296,500	352,300	399,400	478,900
	35	299,000	354,600	400,900	481,200
	36	301,300	356,800	402,700	483,400
	37	303,800	358,400	403,800	485,500
	38	305,500	360,400	405,400	487,500
	39	307,200	362,500	406,900	489,400
	40	308,900	364,400	408,400	491,300

	41	310,800	366,300	409,300	493,300
	42	311,500	368,200	410,900	495,200
	43	312,400	370,000	412,400	496,900
	44	313,300	371,800	414,000	498,800
	45	314,200	373,600	415,300	500,700
	46	315,300	375,400	416,900	502,500
	47	316,200	376,900	418,300	504,300
再	48	317,300	378,700	419,900	506,200
	49	318,200	380,200	421,300	507,900
	50	319,300	381,800	422,600	509,600
任	51	320,200	383,400	423,900	511,400
	52	321,100	385,100	425,200	513,300
	53	322,300	386,200	425,900	514,900
	54	323,300	387,700	426,900	516,500
用	55	324,300	389,100	427,800	518,200
	56	325,300	390,700	428,700	519,800
	57	326,000	392,000	429,600	521,400
	58	327,100	393,400	430,500	522,700
職	59	328,200	394,700	431,400	524,000
	60	329,200	396,200	432,300	525,200
	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
員	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
	65	334,100	402,900	437,100	530,000
	66	335,200	404,000	438,100	530,900
以	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	337,600	407,100	441,000	533,600
外	70	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	341,000	410,400	444,900	536,300
	74	342,000	411,300	445,800	536,800
	75	343,000	412,100	446,700	537,600
	76	344,000	412,900	447,700	538,200
職	77	345,000	413,600	448,500	538,700
	78	346,000	414,000	449,000	
	79	346,900	414,300	449,700	
	80	347,800	414,600	450,300	
員	81	348,800	414,900	451,100	
	82	349,800	415,200	451,800	
	83	350,800	415,400	452,100	
	84	351,800	415,700	452,700	
	85	352,400	416,000	453,100	
	86	353,000	416,300	453,400	
	87	353,600	416,600	453,700	
	88	354,200	416,900	454,000	

89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
特				965,000
再任用 職員	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の4級の特号給は、大学の学長のみに適用する。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,900	202,300	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	400,300	
	39	228,500	283,500	401,700	
	40	230,300	285,500	403,100	

	41	232,000	287,300	404,800
	42	233,700	289,700	406,200
	43	235,300	292,000	407,500
	44	236,900	294,500	409,000
	45	238,300	296,500	410,600
	46	239,700	299,000	411,900
	47	241,000	301,300	413,400
再	48	242,200	304,000	415,000
	49	243,600	306,400	416,700
	50	245,100	308,800	418,100
任	51	246,300	311,300	419,700
	52	247,800	313,600	421,200
	53	249,000	315,800	422,900
	54	250,200	318,000	424,400
用	55	251,600	320,100	426,000
	56	252,700	322,300	427,600
	57	254,000	324,200	429,100
	58	255,100	326,300	430,600
職	59	256,200	328,400	431,800
	60	257,400	330,400	433,000
	61	258,700	332,500	434,200
	62	259,800	334,600	435,500
員	63	261,200	336,800	436,800
	64	262,300	339,000	438,000
	65	263,600	340,700	439,200
	66	265,100	342,900	440,400
以	67	266,600	344,900	441,600
	68	268,300	347,100	442,800
	69	269,700	348,900	444,000
外	70	271,100	350,800	445,200
	71	272,500	352,800	446,400
	72	273,900	354,800	447,600
	73	275,000	356,400	448,700
の	74	276,400	358,300	449,300
	75	277,800	360,100	449,800
	76	279,000	362,000	450,300
職	77	280,200	363,800	450,800
	78	281,400	365,500	
	79	282,600	367,200	
	80	283,800	368,800	
員	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	
	84	288,500	374,700	
	85	289,500	375,800	
	86	290,600	377,200	
	87	291,600	378,600	
	88	292,800	379,900	

89	293,900	381,200
90	295,000	382,500
91	296,200	383,700
92	297,400	385,000
93	297,900	386,300
94	298,900	387,400
95	300,000	388,700
96	301,200	389,900
97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,500	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000

137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			
再任用 職員	234,000	274,300	331,100	415,200

- 備考 1 この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	370,000	
	39	227,700	257,100	371,300	
	40	229,400	259,400	372,900	

	41	231,000	262,000	374,000
	42	232,700	264,400	375,400
	43	234,300	266,600	376,800
	44	235,900	268,800	378,300
	45	237,600	270,900	379,700
	46	239,100	273,100	381,300
	47	240,400	275,300	382,900
再	48	241,800	277,300	384,400
	49	243,000	279,600	385,800
	50	244,400	281,600	387,300
任	51	245,900	283,500	388,800
	52	247,100	285,500	390,200
	53	248,200	287,300	391,400
	54	249,600	289,700	392,700
用	55	250,800	292,000	393,800
	56	252,000	294,500	394,900
	57	253,200	296,500	396,300
	58	254,400	299,000	397,500
職	59	255,500	301,300	398,700
	60	256,700	304,000	400,000
	61	258,100	306,400	401,200
	62	259,100	308,800	402,200
員	63	260,300	311,300	403,600
	64	261,200	313,600	404,900
	65	262,200	315,800	406,100
	66	263,600	318,000	407,200
以	67	265,000	320,100	408,400
	68	266,400	322,300	409,500
	69	268,000	324,200	410,500
外	70	269,500	326,300	411,700
	71	271,000	328,400	412,900
	72	272,400	330,400	414,100
	73	273,400	332,500	414,700
の	74	274,600	334,600	415,500
	75	275,900	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
職	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
員	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000

89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	

	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用 職員		225,200	271,100	324,400	405,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則に定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000

	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
再	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
任	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
用	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
職	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
員	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
以	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
外	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
の	74	262,800	318,600	388,600		
	75	264,200	319,700	389,200		
	76	265,300	320,800	389,900		
職	77	266,400	321,900	390,600		
	78	267,600	322,900	391,200		
	79	268,900	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
員	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		

	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用 職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験所、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700

	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
再	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
任	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
用	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
職	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
員	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
以	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
外	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
の	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
職	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
員	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000

	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
再	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
任	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
用	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
職	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
員	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
以	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
外	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
の	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
職	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
員	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			

89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用 職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600

	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100	
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800	
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600	
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700		
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300		
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700		
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300		
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800		
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200		
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700		
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300		
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700		
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000		
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300		
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700		
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000			
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700			
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300			
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000			
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500			
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100			
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600			
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000			
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600			
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100			
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400			
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700			
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200			
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600			
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900			
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200			
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700			
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200			
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600			

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福祉職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,700	208,000	253,400	274,500	319,200
	2	158,900	209,700	255,000	276,300	321,400
	3	160,100	211,500	256,400	277,900	323,700
	4	161,300	213,200	258,000	279,400	325,900
	5	162,300	214,900	259,000	281,200	328,100
	6	163,800	216,700	260,300	283,300	330,100
	7	165,200	218,500	261,700	285,400	332,300
	8	166,600	220,200	263,100	287,700	334,500
	9	167,900	221,900	264,300	289,600	336,400
	10	169,300	223,400	265,800	291,700	338,600
	11	170,700	224,800	267,100	293,900	340,600
	12	172,200	226,200	268,200	296,000	342,800
	13	173,700	227,600	269,500	297,700	344,600
	14	175,200	229,200	271,000	300,000	346,600
	15	176,700	230,800	272,700	302,200	348,600
	16	178,100	232,400	274,400	304,400	350,600
	17	179,700	233,800	276,000	306,400	352,300
	18	181,500	235,400	277,900	308,700	354,300
	19	183,200	236,900	279,700	310,900	356,100
	20	184,900	238,400	281,300	313,200	358,000
	21	186,400	239,400	282,900	315,100	359,900
	22	188,000	240,900	284,700	317,200	361,800
	23	189,700	242,200	286,300	319,400	363,800
	24	191,300	243,600	288,000	321,500	365,700
	25	192,900	245,000	289,900	323,500	367,700
	26	194,600	246,700	291,600	325,500	369,600
	27	196,400	248,200	293,400	327,600	371,600
	28	198,100	249,900	295,200	329,600	373,600
	29	199,900	251,300	296,400	331,400	375,100
	30	201,400	252,600	298,100	333,500	376,900
	31	202,900	253,900	299,800	335,400	378,700
	32	204,300	255,300	301,400	337,500	380,300
	33	205,600	256,600	302,900	339,100	382,100
	34	206,900	257,900	304,500	341,000	383,500
	35	208,200	259,200	306,000	342,800	385,000
	36	209,400	260,400	307,600	344,700	386,600
	37	210,600	261,800	309,100	345,900	388,000
	38	212,000	263,200	310,600	347,800	389,200
	39	213,400	264,800	312,000	349,700	390,400
	40	214,800	266,300	313,600	351,500	391,500

	41	215,800	267,700	314,900	353,400	392,600
	42	217,000	269,300	316,500	355,200	393,800
	43	218,100	270,900	318,000	357,000	395,000
	44	219,300	272,400	319,500	358,700	396,100
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	45	220,200	274,100	320,500	360,500	396,800
	46	221,300	275,700	321,700	361,900	397,500
	47	222,200	277,300	322,900	363,400	398,200
	48	223,200	278,900	324,100	364,800	398,900
	49	224,000	280,400	325,100	365,800	399,500
	50	225,100	282,000	326,100	366,900	400,100
	51	226,200	283,600	327,000	368,000	400,600
	52	227,000	285,100	328,000	369,100	401,000
	53	227,500	286,400	328,900	370,000	401,400
	54	228,600	287,900	329,600	370,600	401,700
55	229,300	289,300	330,400	371,400	402,000	
56	230,200	290,800	331,200	372,200	402,300	
57	231,000	292,200	331,800	373,000	402,600	
58	231,900	293,600	332,300	373,800	402,900	
59	232,700	295,100	332,900	374,600	403,200	
60	233,600	296,600	333,400	375,400	403,500	
61	234,600	297,700	333,900	376,300	403,800	
62	235,400	299,200	334,100	377,000	404,100	
63	236,300	300,400	334,700	377,700	404,400	
64	237,100	301,900	335,300	378,400	404,700	
65	238,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
66	239,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
67	240,200	305,400	336,600	379,900	405,600	
68	241,200	306,700	337,100	380,600	405,900	
69	242,200	307,400	337,600	381,000	406,100	
70	243,300	308,500	338,100	381,700	406,400	
71	244,400	309,700	338,500	382,300	406,700	
72	245,300	310,900	339,000	382,900	407,000	
73	246,000	312,200	339,200	383,300	407,200	
74	247,100	312,900	339,700	383,900	407,500	
75	248,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000	
77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200	
78	251,000	315,700	341,400	386,000		
79	252,000	316,400	341,900	386,500		
80	253,000	317,100	342,300	387,100		
81	253,900	317,400	342,500	387,600		
82	254,600	317,700	342,800	388,000		
83	255,600	318,300	343,300	388,400		
84	256,600	318,600	343,700	388,800		
85	257,200	319,000	344,000	389,000		
86	258,000	319,300	344,300	389,200		
87	258,700	319,700	344,800	389,500		
88	259,600	320,000	345,200	389,800		

89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			
134	278,900			
135	279,300			
136	279,600			

137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					
再任用 職員	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

任期付職員行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	153,000円	194,000円	230,000円	263,000円	288,900円	319,200円	362,900円	408,100円	458,400円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての任期付職員に適用する。

任期付職員海事職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	182,400円	226,600円	270,400円	319,200円	356,100円	416,400円

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等である任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

任期付職員教育職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	164,100円	202,300円	330,200円	416,900円

備考 1 この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける任期付職員のうち、その職務の級が3級である任期付職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

任期付職員教育職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	164,100円	173,900円	291,300円	406,700円

備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける任期付職員のうち、その職務の級が3級である任期付職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

任期付職員医療職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	272,600円	333,100円	397,900円	471,700円

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師である任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

任期付職員医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	154,400円	186,900円	222,100円	248,100円	279,900円	327,000円	371,100円

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

任期付職員医療職給料表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	168,800円	190,500円	238,500円	261,100円	285,900円	330,100円	374,100円

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

任期付職員福祉職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	167,900円	208,000円	253,400円	274,500円	319,200円

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第3

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

資 料 編

目 次

1 職員給与関係資料	1
第1表 給料表別職員数, 平均年齢及び平均経験年数	2
第2表 給料表別, 学歴別, 性別人員構成比	2
第3表 給料表別平均給与月額	3
第4表 職員別平均給与月額	4
第5表 扶養に関する調	5
その1 職員別扶養手当支給状況	5
その2 職員別扶養親族数	5
第6表 住居に関する調	6
その1 職員別住居手当支給状況	6
その2 住居手当受給者の住居区分別, 職員別人員及び平均受給月額	6
その3 住居区分別, 職員別, 住居手当額別人員	7
その4 住居区分別, 生計区分別, 職員別人員及び構成比	8
第7表 通勤に関する調	9
その1 職員別通勤手当支給状況	9
その2 通勤方法別, 職員別人員及び構成比	9
その3 通勤方法別, 職員別, 通勤距離別人員及び構成比	10
その4 交通機関等利用者の1か月当たり運賃負担額別, 職員別人員及び構成比 並びに平均負担額	11
第8表 給料表別, 級別, 号給別人員分布	12
その1 行政職給料表	12
その2 公安職給料表	15
その3 海事職給料表	18
その4 教育職給料表(一)	20
その5 教育職給料表(二)	23
その6 教育職給料表(三)	26
その7 研究職給料表	29
その8 医療職給料表(一)	31
その9 医療職給料表(二)	33
その10 医療職給料表(三)	35
その11 福祉職給料表	38
その12 特定任期付職員給料表	41
その13 第2号任期付研究員給料表	41

第9表	給料表別，年齢別人員分布	42
第10表	年齢別人員分布図（行政職）	43
第11表	手当の種類別，給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額	44
第12表	再任用職員の適用給料表別，級別人員	46
その1	常勤職員	46
その2	短時間勤務職員	46
2	民間給与関係資料	47
第13表	産業別，企業規模別調査事業所数	48
第14表	職種別，学歴別，企業規模別初任給	49
第15表	行政職給料表適用者の初任給と民間初任給の比較	49
第16表	企業規模別，職種別給与額等	50
その1	給与比較の対象職種	50
その2	給与比較の対象外職種	58
その3	再雇用者	60
第17表	民間における定期昇給制度の状況	62
第18表	民間における家族手当の支給状況	63
その1	家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	63
その2	扶養家族の構成別支給月額	63
第19表	民間における住宅手当の支給状況	64
第20表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	64
3	生計費関係資料	65
第21表	費目別，世帯人員別標準生計費（平成30年4月，水戸市）	65
4	労働経済関係資料	66
第22表	労働経済指標	66
	（参考）技能労務職員関係資料	68
1	技能労務職員給与関係資料	68
第1表	給料表別職員数，平均年齢及び平均経験年数	68
第2表	給料表別，学歴別，性別人員構成比	68
第3表	給料表別平均給与月額	68

第4表 扶養に関する調	68
その1 扶養手当支給状況	68
その2 扶養親族数	68
第5表 住居に関する調	69
その1 住居手当支給状況	69
その2 住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額	69
その3 住居区分別, 住居手当額別人員	69
その4 住居区分別, 生計区分別人員及び構成比	69
第6表 通勤に関する調	70
その1 通勤手当支給状況	70
その2 通勤方法別人員及び構成比	70
その3 通勤方法別, 通勤距離別人員及び構成比	70
第7表 給料表別, 級別, 号給別人員分布	71
その1 現業職給料表(一)	71
その2 現業職給料表(二)	74
第8表 手当の種類別, 給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額	76
2 民間技能労務従業員給与関係資料	77
第9表 職種別給与額等	77
第10表 民間における特別給の支給状況	77
(参考) 人事院の報告及び勧告	78
(参考) 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出	81

1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成30年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与制度を検討する基礎資料を得るため、平成30年4月1日現在における職員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象職員

調査日現在において、「職員の給与に関する条例」の適用を受ける職員について調査した。ただし、次に掲げる職員は、調査の対象から除外した。

ア 調査日付で退職した職員

イ 休職中の職員

(専従休職中及び停職中の職員を含む。)

ウ 海外派遣職員

(「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」適用者)

エ 育児休業中の職員

オ 無給休暇中の職員

カ 大学院修学休業中の職員

キ 公益的法人等派遣職員

(「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」適用者)

ク 再任用職員

ケ 非常勤及び臨時の職員

(3) 集 計

電子計算システムに導入されている職員の給与資料により行った。

第1表 給料表別職員数, 平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	30,567人	42.7歳	20.5年
行政職給料表	6,172	42.9	21.5
公安職給料表	4,725	37.2	18.1
海事職給料表	22	45.8	27.2
教育職給料表(一)	104	48.7	24.4
教育職給料表(二)	5,811	44.4	21.3
教育職給料表(三)	12,954	43.9	20.8
研究職給料表	263	40.4	17.2
医療職給料表(一)	21	40.5	13.9
医療職給料表(二)	255	39.3	15.9
医療職給料表(三)	190	42.3	19.8
福祉職給料表	43	43.8	21.3
特定任期付職員給料表	2	62.8	
第2号任期付研究員給料表	5	39.0	

第2表 給料表別, 学歴別, 性別人員構成比

給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	79.3%	6.6%	14.1%	0.0%	59.0%	41.0%
行政職給料表	48.1	14.8	37.1	0.0	67.4	32.6
公安職給料表	57.0	2.9	40.1		90.1	9.9
海事職給料表		4.5	95.5		100.0	
教育職給料表(一)	77.9	22.1			57.7	42.3
教育職給料表(二)	95.3	3.1	1.6		57.3	42.7
教育職給料表(三)	95.3	4.7	0.0		45.0	55.0
研究職給料表	96.6	1.5	1.9		74.9	25.1
医療職給料表(一)	100.0				61.9	38.1
医療職給料表(二)	90.2	9.8			44.7	55.3
医療職給料表(三)	41.1	58.4	0.5		4.7	95.3
福祉職給料表	69.8	23.2	7.0		53.5	46.5
特定任期付職員給料表	100.0				100.0	
第2号任期付研究員給料表	100.0				60.0	40.0

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全給料表	356,352 ^円	22,287 ^円	5,112 ^円	8,280 ^円	4,892 ^円	477 ^円	397,400 ^円
行政職給料表	334,940	21,516	8,068	9,042	5,345	215	379,126
公安職給料表	319,282	20,035	2,378	11,171	5,201	1,479	359,546
海事職給料表	375,041	23,638	0	18,932	4,773	0	422,384
教育職給料表(一)	432,144	27,179	10,068	10,774	3,697	3,834	487,696
教育職給料表(二)	383,168	23,692	2,846	8,997	5,526	10	424,239
教育職給料表(三)	368,594	22,816	5,751	6,623	4,232	68	408,084
研究職給料表	337,648	21,071	5,405	8,124	7,808	0	380,056
医療職給料表(一)	426,631	75,875	42,710	4,881	4,890	232,357	787,344
医療職給料表(二)	321,783	19,789	2,474	5,557	6,187	0	355,790
医療職給料表(三)	337,973	20,634	965	4,968	3,157	0	367,697
福祉職給料表	356,526	21,805	0	6,884	4,802	0	390,017
特定任期付職員給料表	607,000	36,420	0	0	0	15,000	658,420
第2号任期付研究員給料表	329,000	19,740	0	0	0	0	348,740

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当及び単身赴任手当(基礎額)等を含む(第4表について同じ)。

第4表 職員別平均給与月額

職員の区分 区分		全職員	一般職員		警察職員	教育職員
			うち行政職員			
平 30 ・ 4 ・ 1	給料	356,352 ^円	335,253 ^円	338,515 ^円	319,282 ^円	373,433 ^円
	地域手当	22,287	21,587	21,763	20,035	23,110
	管理職手当	5,112	7,591	8,226	2,378	4,880
	扶養手当	8,280	8,765	9,256	11,171	7,377
	住居手当	4,892	5,397	5,437	5,201	4,628
	その他	477	894	215	1,479	71
	計	397,400	379,487	383,412	359,546	413,499
平 29 ・ 4 ・ 1	給料	358,964	335,974	340,042	318,177	377,220
	地域手当	22,403	21,552	21,798	19,947	23,309
	管理職手当	5,012	7,281	7,968	2,275	4,854
	扶養手当	7,973	8,450	8,993	11,029	7,057
	住居手当	4,753	5,410	5,391	5,110	4,428
	その他	440	869	226	1,326	67
	計	399,545	379,536	384,418	357,864	416,935

(注) 職員別の区分は、次による（第5表、第6表及び第7表について同じ）。

- 1 一般職員：警察職員及び教育職員以外の職員
- 2 行政職員：行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員
- 3 警察職員：公安職給料表の適用を受ける職員
- 4 教育職員：教育職給料表(一)～(三)の適用を受ける職員

第5表 扶養に関する調

その1 職員別扶養手当支給状況

職員 の区分	区分 受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人あたり	受給者 1人あたり
全職員	12,190 ^人	18,377 ^人	30,567 ^人	8,280 ^円	20,763 ^円
一般職員	2,941	4,032	6,973	8,765	20,781
警察職員	2,537	2,188	4,725	11,171	20,806
教育職員	6,712	12,157	18,869	7,377	20,739

その2 職員別扶養親族数

職員 の区分	区分 配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人あたり	受給者 1人あたり
全職員	5,820 ^人	17,746 ^人	1,113 ^人	24,679 ^人	0.8 ^人	2.0 ^人
一般職員	1,471	4,186	321	5,978	0.9	2.0
警察職員	1,827	3,707	76	5,610	1.2	2.2
教育職員	2,522	9,853	716	13,091	0.7	2.0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 住居に関する調

その1 職員別住居手当支給状況

職員の区分	区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
					全職員 1人あたり	受給者 1人あたり
全職員		5,854 ^人	24,713 ^人	30,567 ^人	4,888 ^円	25,524 ^円
一般職員		1,481	5,492	6,973	5,397	25,411
警察職員		960	3,765	4,725	5,184	25,514
教育職員		3,413	15,456	18,869	4,626	25,576

(注) 職員が居住する住居についての状況である。

	受給人員	受給者1人あたり平均受給月額
配偶者等の居住する住居	8 ^人	13,500 ^円

(注) 「配偶者等」とは単身赴任手当受給職員の配偶者等をいう。

その2 住居手当受給者の住居区分別、職員別人員及び平均受給月額

職員の区分	区分	全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
賃貸住宅	公営住宅	7 ^人	22,614 ^円	2 ^人	12,900 ^円	0 ^人	— ^円	5 ^人	26,500 ^円
	民間借家	5,847	25,528	1,479	25,428	960	25,514	3,408	25,574
	計	5,854	25,524	1,481	25,411	960	25,514	3,413	25,576

(注) 住居手当受給者の職員が居住する住居についての状況である。

その3 住居区分別, 職員別, 住居手当額別人員

区分		住居手当額			
		11,000円以下	11,100円以上 27,000円未満	27,000円	計
公営住宅	全職員	2人	2人	4人	8人
	一般職員	1	1	0	2
	警察職員	1	0	0	1
	教育職員	0	1	4	5
民間借家	全職員	6	2,353	3,490	5,849
	一般職員	1	592	887	1,480
	警察職員	0	410	550	960
	教育職員	5	1,351	2,053	3,409
計	全職員	8	2,355	3,494	5,857
	一般職員	2	593	887	1,482
	警察職員	1	410	550	961
	教育職員	5	1,352	2,057	3,414
構成比	全職員	0.1%	40.2%	59.7%	100.0%
	一般職員	0.1	40.0	59.9	100.0
	警察職員	0.1	42.7	57.2	100.0
	教育職員	0.1	39.6	60.3	100.0

(注) 主たる生計維持者である職員が居住する住居についての状況である。

その4 住居区分別、生計区分別、職員別人員及び構成比

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
自宅	主たる生計維持者	9,468人	31.0%	2,441人	35.0%	1,506人	31.9%	5,521人	29.3%
	その他	12,451	40.7	2,602	37.4	952	20.2	8,897	47.1
	小計	21,919	71.7	5,043	72.4	2,458	52.1	14,418	76.4
公舎等	主たる生計維持者	1,403	4.6	131	1.9	1,205	25.5	67	0.4
	その他	72	0.2	24	0.3	28	0.6	20	0.1
	小計	1,475	4.8	155	2.2	1,233	26.1	87	0.5
公営住宅	主たる生計維持者	8	0.0	2	0.0	1	0.0	5	0.0
	その他	16	0.1	8	0.1	0	0.0	8	0.0
	小計	24	0.1	10	0.1	1	0.0	13	0.0
民間借家	主たる生計維持者	5,849	19.1	1,480	21.2	960	20.3	3,409	18.1
	その他	1,300	4.3	285	4.1	73	1.5	942	5.0
	小計	7,149	23.4	1,765	25.3	1,033	21.8	4,351	23.1
計	主たる生計維持者	16,728	54.7	4,054	58.1	3,672	77.7	9,002	47.8
	その他	13,839	45.3	2,919	41.9	1,053	22.3	9,867	52.2
	合計	30,567	100.0	6,973	100.0	4,725	100.0	18,869	100.0

(注) 職員が居住する住居についての状況である。

第7表 通勤に関する調

その1 職員別通勤手当支給状況

職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	27,992 ^人	2,575 ^人	30,567 ^人	10,654 ^円	11,634 ^円
一般職員	6,232	741	6,973	14,031	15,700
警察職員	3,626	1,099	4,725	9,188	11,973
教育職員	18,134	735	18,869	9,772	10,168

その2 通勤方法別、職員別人員及び構成比

職員の区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
徒歩		1,118 ^人	3.7%	445 ^人	6.4%	583 ^人	12.3%	90 ^人	0.5%
交通機関等利用		523	1.7	363	5.2	49	1.0	111	0.6
交通用具使用	自転車	554	1.8	242	3.5	273	5.8	39	0.2
	原動機付自転車	111	0.4	21	0.3	83	1.8	7	0.0
	自動車	28,096	91.9	5,803	83.2	3,722	78.8	18,571	98.4
	小計	28,761	94.1	6,066	87.0	4,078	86.4	18,617	98.6
交通機関等と交通用具併用	交通機関等と自転車	43	0.1	26	0.4	5	0.1	12	0.1
	交通機関等と原動機付自転車	6	0.0	4	0.1	0	0.0	2	0.0
	交通機関等と自動車	116	0.4	69	0.9	10	0.2	37	0.2
	小計	165	0.5	99	1.4	15	0.3	51	0.3
計		30,567	100.0	6,973	100.0	4,725	100.0	18,869	100.0

その3 通勤方法別、職員別、通勤距離別人員及び構成比

区分		通勤距離										
		人 員	2 km 未満	2 km 以上 10km 未満	10km 以上 20km 未満	20km 以上 30km 未満	30km 以上 40km 未満	40km 以上 50km 未満	50km 以上 60km 未満	60km 以上 70km 未満	70km 以上	
徒 歩	全 職 員	1,118人	97.5%	2.3%	0.2%	%	%	%	%	%	%	
	一 般 職 員	445	95.5	4.3	0.2							
	警 察 職 員	583	99.1	0.9								
	教 育 職 員	90	96.7	2.2	1.1							
交 通 機 関 等 利 用	全 職 員	523		34.8	20.5	10.9	11.7	6.3	7.2	5.2	3.4	
	一 般 職 員	363		36.6	19.6	7.7	9.4	7.2	8.5	6.1	4.9	
	警 察 職 員	49		44.9	16.3	20.5	10.2	2.0		6.1		
	教 育 職 員	111		24.3	25.3	17.1	19.8	5.4	6.3	1.8		
交 通 用 具 使 用	自 転 車	全 職 員	554	37.2	61.7	0.9		0.2				
		一 般 職 員	242	40.5	59.5							
		警 察 職 員	273	33.7	65.6	0.4		0.3				
		教 育 職 員	39	41.0	48.7	10.3						
	原 動 機 付 自 転 車	全 職 員	111	4.5	72.1	17.1	4.5	1.8				
		一 般 職 員	21	4.8	81.0	9.5		4.7				
		警 察 職 員	83	4.8	72.3	16.9	4.8	1.2				
		教 育 職 員	7		42.9	42.9	14.2					
自 動 車	全 職 員	28,096	4.4	36.9	33.2	14.6	5.2	2.0	2.2	1.0	0.5	
	一 般 職 員	5,803	3.4	32.7	26.2	16.1	8.0	4.1	5.8	2.6	1.1	
	警 察 職 員	3,722	11.3	33.9	25.3	15.7	6.0	2.6	3.4	1.3	0.5	
	教 育 職 員	18,571	3.4	38.8	37.0	14.0	4.2	1.2	0.8	0.4	0.2	
交 通 機 関 等 併 用	全 職 員	165		2.4	18.2	14.6	18.8	14.6	11.5	11.5	8.4	
	一 般 職 員	99		3.0	15.2	10.1	16.2	13.1	16.2	15.1	11.1	
	警 察 職 員	15			40.0	33.3	6.7	6.7	6.7	6.7		
	教 育 職 員	51		2.0	17.6	17.6	27.5	19.6	3.9	5.9	5.9	
計	全 職 員	30,567	8.3	36.0	31.1	13.7	5.1	2.0	2.2	1.1	0.5	
	一 般 職 員	6,973	10.3	31.8	23.1	13.9	7.4	4.0	5.5	2.7	1.3	
	警 察 職 員	4,725	23.2	32.3	20.5	12.8	4.9	2.1	2.7	1.1	0.4	
	教 育 職 員	18,869	3.9	38.5	36.7	13.9	4.3	1.3	0.8	0.4	0.2	

その4 交通機関等利用者の1か月当たり運賃負担額別、職員別人員及び構成比並びに平均負担額

職員の区分 区分	全 職 員		一 般 職 員		警 察 職 員		教 育 職 員	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
10,000円以下	164 ^人	23.8 [%]	89 ^人	19.3 [%]	31 ^人	48.5 [%]	44 ^人	27.2 [%]
10,001円以上 20,000円以下	266	38.7	181	39.2	21	32.8	64	39.5
20,001円以上 30,000円以下	144	20.9	101	21.9	5	7.8	38	23.5
30,001円以上 40,000円以下	76	11.0	57	12.3	7	10.9	12	7.4
40,001円以上 50,000円以下	28	4.1	25	5.4			3	1.8
50,001円以上 55,000円以下	4	0.6	3	0.6			1	0.6
55,001円以上	6	0.9	6	1.3				
計	688	100.0	462	100.0	64	100.0	162	100.0
負担者1人当たり負担額	18,858 ^円		20,219 ^円		13,421 ^円		17,127 ^円	

第8表 給料表別, 級別, 号給別人員分布

その1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 号給	人	11 人	人	人	人	人	人	人	1 人
2									
3									
4									
5									1
6									
7		1							
8		2							1
9	24	108							
10		13	1						
11		11	1						
12		7	1					1	
13	24	89	18						
14	5	13	1						1
15	2	20	31						
16	1	8	6						6
17	37	80	12						6
18	3	20	6						6
19	5	18	48				1		4
20	2	6	15						4
21	43	63	8						
22	4	19	8						4
23	5	16	32			1			
24	1	11	12				2		
25	27	71	24						
26	3	12	13						
27	3	10	11	2				1	
28		9	21					2	
29	130	17	24	2				2	
30	3	8	16	1				1	
31	4	1	25					1	
32	1	4	19					12	
33	112	4	39	6				12	
34	6	1	11	3			3	12	
35	6	3	18	2			3	11	
36	5	5	11	1			26	7	
37	109	8	29	5			30		
38	8	3	13	3			35		
39	9	3	15	8			19		
40	5		17	2			22		
41	7	5	19	4	1		13		
42		1	30	14			18		
43	2	2	14	2			9		
44			24	9		1			
45	1	2	14	9	1		16		
46			20	25		1	8		
47	2	1	19	9	1		10		
48	1		14	15	2	1	11		
49	3		11	17	1	4	11		
50	2		34	42	1	5	12		
51	1		4	45	1	4	8		
52	1		18	20		11	10		
53	2		24	35	3	48	6		
54			15	37	2	22	5		
55			23	47		40	2		
56			18	26	2	33	6		
57	4	1	19	46	5	68	5		
58			20	20	9	23			
59			14	60	6	36	5		
60			17	30	8	44	1		

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
61 号給	3 人	人	20 人	38 人	8 人	56 人	10 人	人	人
62			15	35	14	23			
63			11	46	3	28			
64			12	39	2	57			
65		1	12	26	7	54			
66			18	23	4	23			
67			8	35	12	14			
68	1		10	45	4	56			
69			5	23	7	41			
70			16	24	6	22			
71	1		9	36	7	29			
72			4	19	10	47			
73			2	40	4	39			
74			6	34	2	27			
75			3	22	5	23			
76			7	21	18	23			
77			5	42	14	31			
78			2	22	3	29			
79			2	30	31	19			
80			6	20	25	23			
81			7	28	14	31			
82			5	17	6	30			
83			8	27	5	47			
84				19	5	49			
85	1		5	21	24	211			
86			2	16	6				
87			1	15	6				
88			3	11	1				
89	1		4	13					
90			6	15	2				
91			2	8	1				
92			5	16					
93	5		2	9					
94			2	10					
95			3	12					
96			1	22					
97				78					
98				21					
99			2	59					
100				9					
101			1	69					
102			2						
103			1						
104			2						
105			2						
106									
107									
108			1						
109			1						
110									
111			1						
112									
113			2						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
122									
123									
124									
125									
計	625	688	1,121	1,662	299	1,374	307	62	34
							職員総数	6,172人	

その2 公安職給料表（警察官である職員に適用）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	69	1			1				
10									
11	4	8							
12	9								
13	65	45	3						
14	3	2							
15	13	5	5						
16	6	5							
17	55	55	8	16					
18	5	5	2	3	2				
19	10	8	8	20					
20	5	6	2	5	9				
21		101	52	21	4		1		
22		13	10	13	6		1		
23		16	21	36	2				
24		6	9	6	5				
25	109	94	57	52	5				
26		22	15	15	14	3	1		
27		26	49	25	6	1			
28		7	9	24	9	3	1		
29	7	72	58	36	5	1			
30		24	17	29	15		2		
31	1	26	42	40	7				
32		16	14	26	11		3		
33	5	10	42	47	12				
34		10	20	38	18		1		7
35		6	30	33	6	1			2
36		4	8	33	17	3	3		3
37	3	11	29	38	5	1			2
38	1	2	14	43	24	3	2		
39		3	17	32	7	3	1	1	1
40		9	5	32	19	4	5		3
41	4	2	11	36	13	2	1		
42		10	6	42	23	5	8		1
43		3	3	26	8	1	1		
44		6	5	30	22	1	4		2
45	2	2	3	37	9		2	1	9
46	1			39	25	3	2		
47		1	2	22	7	1	1		
48			1	36	11	2	4		
49				20	8	1		6	
50				28	16	1	6	5	
51			3	24	2	2	1	4	
52	1			28	13	2	8	11	
53	2			27	13	2	4	5	
54			1	20	10	2	8	3	
55				20	5		3	2	
56			1	30	11		10	1	
57	2		1	20	5		8		
58				23	14	3	10	5	
59				21	3		9	2	
60				20	8	1	7	1	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
61 号給	人	人	人	13 人	2 人	1 人	5 人	59 人	人
62				22	11		5		
63			1	10	5		1		
64				11	13		3		
65	1			10	5		4		
66				13	12	1	3		
67				10	7		5		
68				16	7	1	8		
69				10	7	1	1		
70				16	6	2	7		
71				4	18	2	2		
72				8	8		2		
73				6	16		4		
74				14	13	2	4		
75				6	13	3	2		
76				7	4	2	2		
77				1	7	2	1		
78				7	11	4	1		
79				5	8	1	3		
80				11	15	2	3		
81				4	5	5	2		
82				14	10	3	1		
83					9	1	1		
84				7	9	1	3		
85				2	1	20	30		
86				3	5	4			
87				5	8	10			
88				5	9	7			
89				6	8	13			
90				11	11	6			
91				1	2	10			
92				6	5	4			
93				2	6	38			
94				8	4				
95				3	12				
96				3	11				
97				1	33				
98				3	11				
99				1	20				
100				4	1				
101				2	26				
102				4					
103				7					
104				6					
105				5					
106				5					
107				2					
108				4					
109				5					
110				7					
111				4					
112			1	5					
113				4					
114				6					
115				7					
116				11					
117				6					
118				15					
119				5					
120				12					

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
121 号給	人	人	人	2 人	人	人	人	人	人
122				12					
123				5					
124				12					
125				77					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
計	383	642	585	1,731	829	198	221	106	30
							職員総数	4,725人	

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む船長，航海士，機関士，船舶通信士等の職員に適用）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						1
32						
33						
34						
35			1		1	
36			2			
37						
38						
39						
40						
41		1				
42						
43						
44						
45						
46			1			
47						
48						
49						
50						
51				1		
52						
53		1				
54						
55						
56			1			
57						
58						
59				1		
60						

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
61 号給	人	人	人	人	人	人
62			2			
63				1		
64			1			
65						
66			1			
67			1			
68						
69				1		
70						
71				1		
72						
73						
74						
75			1			
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97			1			
98						
99						
100						
101			1			
計	0	2	13	5	1	1
職員総数					22人	

その4 教育職給料表(一) (大学に勤務する学長, 教授, 准教授, 講師, 助教等の職員に適用)

	1 級	2 級	3 級	4 級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				1
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				1
20				
21				
22				1
23				
24			1	
25				
26				
27				
28				
29		1	1	
30				2
31				
32				
33	1			2
34			1	1
35	2			
36				1
37			1	
38				1
39			1	
40				1
41	1			1
42				
43				
44	1		1	
45	1		1	2
46				
47				1
48				
49		1		1
50		2		2
51				1
52	1			1
53	1		2	1
54			1	
55	3			1
56	1	1	1	
57	2			
58	1		1	
59	1			
60				

	1 級	2 級	3 級	4 級
61 号給	2 人	人	人	人
62				2
63				
64				
65	1	2		
66		1	3	
67			1	1
68		2	1	4
69				3
70	1			
71			1	1
72			1	
73	1			2
74	1			
75	1			
76				1
77				1
78				
79			1	
80			1	
81				
82			1	
83				
84				
85	1	1	1	
86			3	
87				
88				
89			2	
90				
91				
92	1			
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99	1			
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117	1			
118				
119				
120				

	1 級	2 級	3 級	4 級
121 号給	人	人	人	人
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	27	11	28	38
			職員総数	104人

その5 教育職給料表(二) [高等学校及び特別支援学校に勤務する
校長, 教諭, 実習助手等の職員に適用]

	1 級	2 級	3 級	4 級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5	1	58		
6				
7				
8				
9		64		
10		1		
11		7		
12		1		
13		57		
14		3		
15		16		
16		12		
17		80		
18		5		
19		23		
20		6		
21		72		
22		5		
23		24		
24		9		
25	1	66		
26		3		
27	1	22		4
28		10		6
29		72		4
30		5		5
31		35		9
32		11		9
33		63		23
34		15		5
35		16		10
36		17		8
37		67		37
38		14		
39	1	29		
40		13		
41		63		
42		9		
43		35		
44		10		
45		65		
46	1	14		
47		36		
48		13		
49	2	54		
50	1	15		
51		38		
52		13		
53	1	51		
54	1	13		
55		30		
56	1	18		
57	3	40		
58		15		
59		27		
60		16		

	1 級	2 級	3 級	4 級
61 号給	2 人	35 人	人	人
62		24		
63	1	31	6	
64		19		
65	1	43	4	
66	2	27	10	
67	2	28	37	
68	1	22		
69		25	7	
70		35	14	
71	1	14	20	
72	1	19	4	
73	2	35	6	
74	1	42	9	
75	1	28	7	
76	1	30	5	
77		19	50	
78		33		
79		21		
80	1	21		
81	2	19		
82		36		
83	1	18		
84		27		
85	1	20		
86		32		
87		31		
88		52		
89	1	24		
90		54		
91		31		
92		33		
93	1	27		
94		42		
95		30		
96	1	17		
97	2	26		
98		41		
99		30		
100		46		
101	1	28		
102	1	50		
103		25		
104	2	56		
105	2	29		
106	3	28		
107	3	32		
108		43		
109	1	33		
110	2	54		
111	1	18		
112	1	17		
113	2	30		
114	2	55		
115	2	40		
116	1	59		
117		37		
118		52		
119	2	30		
120		35		

	1 級	2 級	3 級	4 級
121 号給	人	37 人	人	人
122		60		
123		51		
124	3	81		
125	1	89		
126	4	52		
127		68		
128		21		
129		27		
130	2	36		
131	2	34		
132	1	35		
133	1	50		
134	1	71		
135	2	60		
136	1	90		
137	1	115		
138	2	95		
139	1	169		
140	1	180		
141	3	150		
142	3	142		
143		138		
144	9	25		
145	2	83		
146	2			
147	4			
148	1			
149				
150	3			
151	1			
152	2			
153	20			
計	139	5,373	179	120
			職員総数	5,811人

その6 教育職給料表(三) (小学校及び中学校等に勤務する校長, 教諭, 助教諭等の職員に適用)

	1 級	2 級	3 級	4 級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15		1		
16				
17		217		
18				
19		2		
20				
21		238		
22				12
23		26		26
24		13		32
25		256		127
26		4		18
27		36		60
28		16		27
29		282		93
30		6		9
31		42		29
32		35		50
33		253		19
34		15		4
35		53		6
36		40		9
37		216		189
38		22		
39		58		
40		49		
41		224		
42		28		
43		69		
44		48		
45		192		
46		27		
47		78		
48		38		
49		165		
50		33		
51		55		
52		43		
53		146		
54		35		
55		61		
56		49		
57		113		
58		31		
59		69		
60		45		

	1 級	2 級	3 級	4 級
61 号給	人	122 人	人	人
62		44		
63		76		
64		42		
65		119		
66		47		
67		61		
68		34		
69		69		
70		46		
71		57		
72		40		
73		55		
74		65		
75		43		
76		54		
77		59		
78		45	3	
79		28	12	
80		31	2	
81		51	14	
82		56	173	
83		39	23	
84		31	21	
85		50	20	
86		34	106	
87		37	1	
88		52	9	
89		42	8	
90		31	71	
91		45	9	
92		40	17	
93		32	297	
94		40		
95		42		
96		51		
97		33		
98		52		
99		41		
100		75		
101		37		
102		49		
103		45		
104		65		
105		37		
106		42		
107		55		
108		22		
109		39		
110		39		
111		40		
112		49		
113		42		
114		66		
115		40		
116		61		
117		42		
118		90		
119		41		
120		29		

	1 級	2 級	3 級	4 級
121 号給	人	26 人	人	人
122		64		
123		45		
124		95		
125		34		
126		33		
127		53		
128		108		
129		78		
130		95		
131		99		
132		101		
133		36		
134		48		
135		86		
136		136		
137		89		
138		151		
139		169		
140		106		
141		116		
142		47		
143		51		
144		64		
145		121		
146		133		
147		161		
148		240		
149		254		
150		213		
151		324		
152		277		
153		255		
154		245		
155		361		
156		238		
157		336		
計	0	11,458	786	710
			職員総数	12,954人

その7 研究職給料表 [試験場, 研究所等に勤務し, 試験研究又は
調査研究業務に従事する職員に適用]

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		4			
6					
7					
8					
9		4			
10		1			
11					
12					
13		4			
14		1			
15					
16					
17		7			
18					
19		2			
20					
21		5			
22		1			
23		1			
24		2			
25		5			
26					
27					
28		1			
29		7			
30					
31		1			
32		2			
33		2			
34		1	1		1
35		1			1
36					
37		2	1		
38			3		
39		5	3		
40			1		
41		4	1		1
42		3	1		
43		2	1		
44		1			
45		3			
46		1			
47		5	2		
48		1	1		
49		4	3	1	
50					
51		6		1	
52		3			
53		6		2	
54		2	3		
55		3	1	1	
56			1	1	
57		2		2	
58		2			
59		1		1	
60			1	3	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61 号給	人	1人	2人	2人	人
62		1	3	1	
63		1	2	5	
64					
65		2	1	1	
66		3	2		
67	1			1	
68		2			
69		5		2	
70		1	2	2	
71		2	2		
72		1	3		
73		1	2	10	
74		1	1		
75		1	3		
76			1		
77		1	1		
78		1	3		
79			5		
80			2		
81			3		
82			4		
83			2		
84			2		
85			2		
86			1		
87			1		
88			4		
89			13		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	1	132	91	36	3
				職員総数	263人

その8 医療職給料表(一) (病院, 保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

	1 級	2 級	3 級	4 級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		2		
6				
7				
8				
9	3			
10				
11		1		
12				
13	2			
14				
15				
16				
17		2		
18				
19				
20				
21	1	1		
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29			1	
30				
31				
32				
33		1		
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				1
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

	1 級	2 級	3 級	4 級
61 号給	人	人	人	1人
62				
63				
64				
65				5
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	7	1	7
			職員総数	21人

その9 医療職給料表(二) (病院, 保健所等に勤務する薬剤師, 獣医師, 栄養士等の職員に適用)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		5					
10			1				
11			3				
12		2	3				
13		2	3				
14			2				
15							
16			1				
17		5	2				
18							
19		3					
20			5				
21		7	5				
22		1	1				
23		5	1				
24			1				
25		4	3				
26							
27		2	2				
28		1	1				
29		1	5				
30			3				1
31			1				
32			5				
33			2				
34			2				
35			3				1
36			1				2
37			4				1
38			1				
39			2				
40			2				
41			4				1
42			1			1	
43			1				
44			3				1
45		1	2		3	2	
46			1		1	4	
47			1		1	1	1
48			2			1	
49			1	1	1		
50			3			2	
51			2				
52						4	
53			2	3	1	3	3
54			1		2	1	
55			2	1		2	
56			6	1	1	2	
57			4	1			
58			1	2	1		
59					1	1	
60					2	1	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61 号給	人	人	1人	1人	1人	2人	人
62			3	1			
63			2			1	
64				1			
65			1	1	1	1	
66					1	1	
67							
68			1			1	
69				1		10	
70			1				
71				1	1	6	
72				1			
73						3	
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80			1				
81					1		
82					1		
83							
84					1		
85					5		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94				1			
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	39	112	17	26	50	11
職員総数						255人	

その10 医療職給料表(三) [病院, 保健所等に勤務する保健師, 助産師, 看護師, 准看護師等の職員に適用]

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			1				
9							
10			1				
11			1				
12							
13		1	1				
14			1				
15		1	2				
16			1				
17		1	1				
18			2				
19			1				
20			1				
21			1				
22							
23		3	2				
24		1					
25			1				
26							
27		4	4				
28			3				
29							
30							
31		5					
32			1				
33							
34			1				
35			1				
36							
37			2				
38			1				
39		1	1				
40							
41			2				
42			2				
43							1
44			1				
45			2				
46			1				
47			1			1	
48						1	
49		1	2	1	1		
50			2				
51			2			2	
52			1				
53			1				
54					1	1	
55			3	2			
56			1				
57			3	1		1	
58			3			1	
59			1				
60			1			1	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61 号給	人	人	5人	4人	人	2人	人
62			1	1			
63				4		1	
64			1			2	
65			2		2		
66					1		
67			1	1			
68				1		2	
69			2	2		4	
70							
71				1			
72			1	2	2		
73					1		
74			2				
75			2				
76					1		
77			3	1	1		
78				2	1		
79			2				
80							
81					1		
82				2			
83							
84							
85					2		
86							
87							
88			1		1		
89							
90							
91					3		
92							
93					2		
94							
95							
96			1				
97					1		
98				1			
99					1		
100							
101			1		16		
102							
103							
104				1			
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	18	85	27	38	21	1
職員総数						190人	

その11 福祉職給料表 [児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、
保育等の業務に従事する職員に適用]

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		4			
14					
15					
16					
17		3			
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25	1	1			
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33	2				
34					
35		1			
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51		1			
52		1			
53					2
54			1	1	
55				1	1
56					
57		1		1	
58				1	
59					
60					

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61 号給	人	人	人	人	人
62					
63				1	
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70				1	
71					
72				1	
73				1	
74					
75				2	
76					
77					
78			1		
79					
80			1	1	
81				1	
82					
83					
84					
85				1	
86					
87					
88				1	
89					
90					
91				1	
92				1	
93				6	
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	3	12	3	22	3
				職員総数	43人

その12 特定任期付職員給料表

〔 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して
遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用 〕

1	号給	人
2		
3		
4		
5		2
6		
7		
	職員総数	2人

その13 第2号任期付研究員給料表

〔 先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の
かん養に資する研究業務に従事する職員に適用 〕

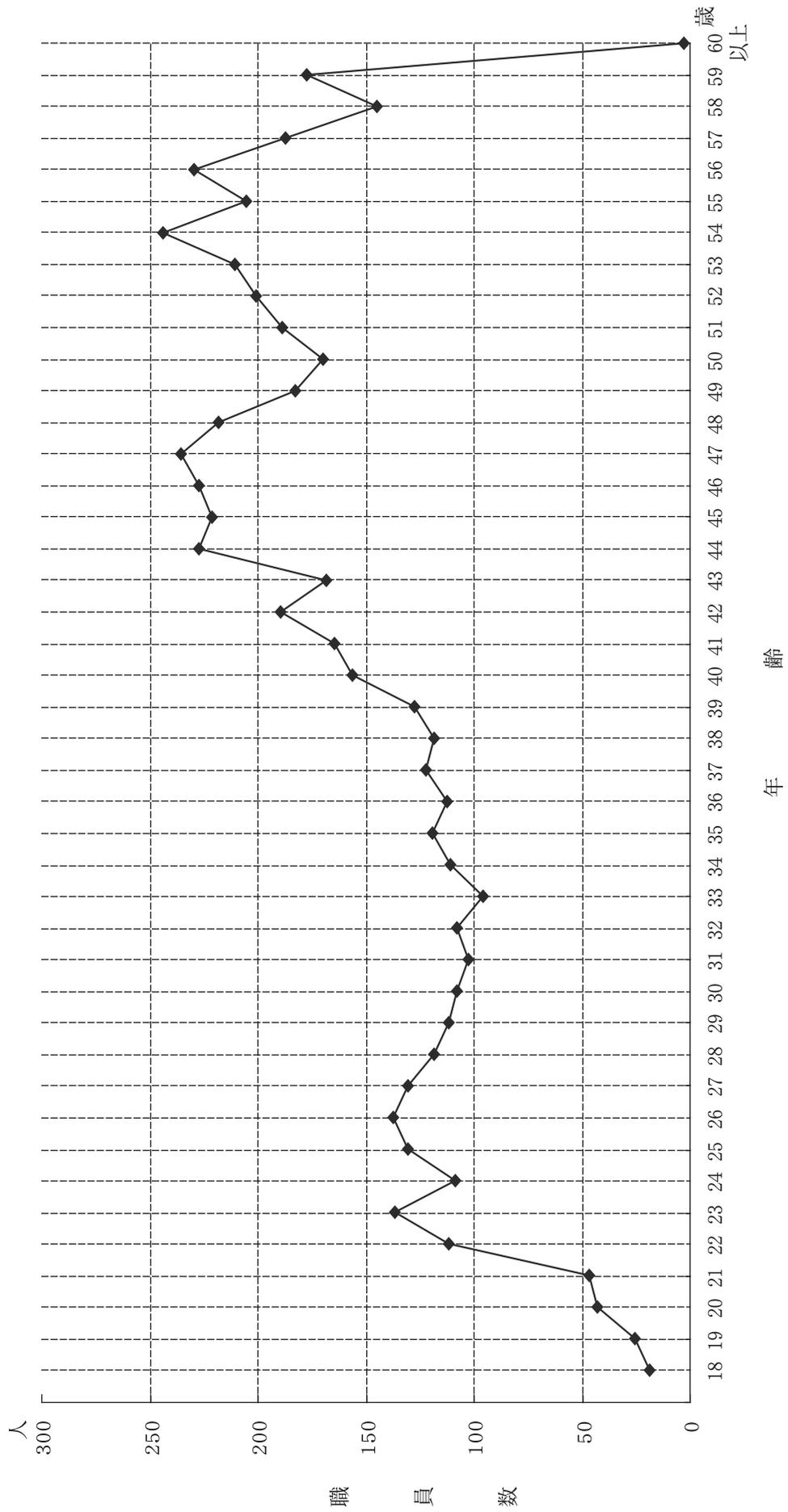
1	号給	5 人
2		
3		
	職員総数	5人

第9表 給料表別, 年齢別人員分布

年齢	職員の区分				
	全職員	うち行政職	うち公安職	うち教育職(二)	うち教育職(三)
18 歳	82人	18人	63人	1人	人
19	97	25	72		
20	120	42	78		
21	122	46	76		
22	513	111	162	48	189
23	576	136	127	67	236
24	680	108	144	82	323
25	732	130	133	108	334
26	738	137	147	110	320
27	714	130	138	93	337
28	715	118	154	107	309
29	724	111	155	112	326
30	734	107	185	108	313
31	625	102	151	105	237
32	628	107	150	104	242
33	591	95	137	98	239
34	698	110	167	119	269
35	677	119	169	113	245
36	636	112	142	110	244
37	639	122	156	129	201
38	659	118	163	126	224
39	644	127	147	111	230
40	701	156	131	150	234
41	670	164	118	164	203
42	758	189	127	185	237
43	733	168	105	179	253
44	832	227	90	191	301
45	908	221	83	245	340
46	819	227	70	195	312
47	745	235	58	168	264
48	782	218	52	159	324
49	863	182	44	192	419
50	908	169	51	196	464
51	884	188	47	187	441
52	933	200	56	212	453
53	1,101	210	68	263	539
54	1,123	243	82	230	545
55	1,111	205	91	257	536
56	1,188	229	110	260	566
57	1,149	187	137	215	585
58	1,003	144	88	176	566
59	992	177	101	136	554
60以上	20	2			
計	30,567	6,172	4,725	5,811	12,954

(注) 特に全職員において占める割合の高い給料表の人員分布を抜き出したものである。

第10表 年齡別人員分布圖 (行政職)



第11表 手当の種類別, 給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員 (人)											
	全料 給表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職
管 理 職 手 当	2,622	672	137		15	293	1,466	19	8	9	3	
初 任 給 調 整 手 当	35	3			15				17			
扶 養 手 当	12,190	2,676	2,537	18	52	2,448	4,212	112	5	71	47	12
地 域 手 当	30,536	6,167	4,725	22	104	5,809	12,930	263	21	255	190	43
住 居 手 当	5,857	1,297	963	4	15	1,259	2,139	82	4	62	24	8
通 勤 手 当	27,992	5,503	3,626	13	99	5,570	12,465	250	8	239	170	42
単 身 赴 任 手 当	283	17	233		1	2	29					
へき地手当及び へき地手当に準ずる手当	2						2					
義務教育等教員特別手当	18,765					5,811	12,954					
寒 冷 地 手 当												
計												

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 常勤職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表	人	人	31人	人	11人	1人	人	人	人	43人
公安職給料表			26	44		9				79
海事職給料表			4							4
教育職給料表(一)										
教育職給料表(二)	22	151								173
教育職給料表(三)		296								296
研究職給料表			1							1
医療職給料表(一)										
医療職給料表(二)			1							1
医療職給料表(三)										
福祉職給料表										
全給料表計										597

その2 短時間勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表	人	人	96人	人	245人	4人	人	人	人	345人
公安職給料表										
海事職給料表										
教育職給料表(一)										
教育職給料表(二)	1	194								195
教育職給料表(三)		227								227
研究職給料表		1	4							5
医療職給料表(一)										
医療職給料表(二)				1						1
医療職給料表(三)										
福祉職給料表		2								2
全給料表計										775

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成30年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,285事業所

② 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から262事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員 初任給関係523人（行政職に相当する調査実人員482人）、初任給関係以外の調査職種11,499人（行政職に相当する調査実人員10,130人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、89,328人であり、行政職に相当するものは、64,330人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	220 事業所	96 事業所	88 事業所	36 事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	10	3	5	2
製 造 業	117	56	45	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	32	13	12	7
卸 売 業 ， 小 売 業	8	3	4	1
金 融 業 ， 保 險 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	7	3	4	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	46	18	18	10

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所，調査不能の事業所が39所あった。
- 2 調査対象事業所262所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた259所に占める調査完了事業所220所の割合（調査完了率）は，84.9%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	200,533 円	203,560 円	197,715 円	191,250 円
	短 大 卒	175,152	176,741	170,042	—
	高 校 卒	165,700	168,055	164,886	158,314
新卒事務員	大 学 卒	193,958	199,791	188,734	167,500
	短 大 卒	168,024	166,725	174,500	—
	高 校 卒	162,263	168,832	158,003	152,640
新卒技術者	大 学 卒	209,225	209,181	208,201	215,000
	短 大 卒	180,386	185,354	168,148	—
	高 校 卒	169,426	167,243	171,308	172,500

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当，家族手当，通勤手当等，特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程，博士課程の修了者は含まない。

第15表 行政職給料表適用者の初任給と民間初任給の比較

試 験 区 分	初 任 給 月 額	民 間 初 任 給 と の 差	(参 考) 民 間 初 任 給
大 学 卒 業 程 度	196,948 円	△ 3,585 円 (△ 1.8%)	200,533 円
短 大 卒 業 程 度	175,642	490 (0.3%)	175,152
高 校 卒 業 程 度	160,590	△ 5,110 (△ 3.2%)	165,700

(注) 1 行政職給料表適用者の初任給月額は、初任給基準となる級号給の給料月額に県内地域を支給区分とした地域手当額を加算したものの。

2 民間初任給は、大学卒業程度については大学卒の新卒事務員・技術者を，短大卒業程度については短大卒の新卒事務員・技術者を，高校卒業程度については高校卒の新卒事務員・技術者を，それぞれ対応させている。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10 ^人	50.5 ^歳	675,019 ^円	8,739 ^円	666,280 ^円
	工 場 長	27	53.8	780,069	6,757	773,312
	事 務 部 長	314	52.6	683,049	1,889	681,160
	技 術 部 長	465	52.9	862,828	2,351	860,477
	事 務 部 次 長	247	52.5	648,744	1,843	646,901
	技 術 部 次 長	196	50.0	633,634	8,652	624,982
	事 務 課 長	509	49.9	561,139	25,691	535,448
	技 術 課 長	910	47.1	566,123	31,511	534,612
	事 務 課 長 代 理	238	47.2	506,209	50,220	455,989
	技 術 課 長 代 理	227	43.7	535,245	89,635	445,610
	事 務 係 長	584	45.8	429,754	56,284	373,470
	技 術 係 長	630	47.2	469,315	88,421	380,894
	事 務 主 任	483	42.5	407,172	57,650	349,522
	技 術 主 任	679	44.8	547,127	89,749	457,378
	事 務 係 員	2,308	38.4	313,533	39,041	274,492
技 術 係 員	2,303	36.8	360,878	56,036	304,842	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。
 (以下本表2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表2 企業規模500人以上，本表3 企業規模100人以上500人未満及び本表4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち，課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において，職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	50.4	716,163	12,024	704,139
	工 場 長	18	55.0	804,077	10,212	793,865
	事 務 部 長	215	53.5	723,513	1,158	722,355
	技 術 部 長	423	53.0	883,676	2,535	881,141
	事 務 部 次 長	219	52.7	662,388	1,956	660,432
	技 術 部 次 長	192	50.0	633,330	8,720	624,610
	事 務 課 長	382	49.7	592,610	30,884	561,726
	技 術 課 長	764	47.0	578,678	33,592	545,086
	事 務 課 長 代 理	165	47.1	532,759	55,615	477,144
	技 術 課 長 代 理	194	43.3	548,587	92,872	455,715
	事 務 係 長	333	46.5	451,528	61,587	389,941
	技 術 係 長	431	47.8	492,160	99,663	392,497
	事 務 主 任	292	43.5	461,495	67,417	394,078
	技 術 主 任	472	45.3	603,129	100,061	503,068
	事 務 係 員	1,295	39.3	333,913	44,162	289,751
	技 術 係 員	1,607	37.1	373,377	59,318	314,059

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 9 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級, 4 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級, 4 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	50.8	565,565	0	565,565
	工 場 長	9	52.1	747,788	2,112	745,676
	事 務 部 長	89	50.2	612,570	1,023	611,547
	技 術 部 長	38	50.7	602,326	0	602,326
	事 務 部 次 長	24	49.4	516,047	1,074	514,973
	技 術 部 次 長	4	46.3	672,478	0	672,478
	事 務 課 長	111	50.9	470,539	8,587	461,952
	技 術 課 長	130	48.4	470,087	16,883	453,204
	事 務 課 長 代 理	70	47.5	422,085	29,433	392,652
	技 術 課 長 代 理	32	46.2	437,189	64,749	372,440
	事 務 係 長	206	44.2	405,163	49,947	355,216
	技 術 係 長	181	45.4	400,874	54,945	345,929
	事 務 主 任	159	41.0	341,213	45,788	295,425
	技 術 主 任	179	43.7	387,597	63,480	324,117
	事 務 係 員	858	37.2	290,458	32,108	258,350
	技 術 係 員	648	35.6	319,191	45,345	273,846

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	—	—	—	—	—
	事 務 部 長	10	53.7	533,223	18,681	514,542
	技 術 部 長	4	54.5	552,725	0	552,725
	事 務 部 次 長	4	54.3	609,528	0	609,528
	技 術 部 次 長	—	—	—	—	—
	事 務 課 長	16	47.6	393,580	9,156	384,424
	技 術 課 長	16	45.3	431,779	0	431,779
	事 務 課 長 代 理	3	42.8	382,406	90,197	292,209
	技 術 課 長 代 理	1	X	X	X	X
	事 務 係 長	45	46.8	374,209	43,983	330,226
	技 術 係 長	18	47.4	402,350	53,768	348,582
	事 務 主 任	32	41.8	303,079	38,945	264,134
	技 術 主 任	28	41.0	349,460	33,308	316,152
	事 務 係 員	155	36.8	256,199	30,320	225,879
技 術 係 員	48	38.7	280,956	30,868	250,088	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 6 級, 7 級</p>
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	2人	58.0歳	1,265,619円	0円	1,265,619円
	研究部（課）長	122	52.9	682,589	3,850	678,739
	研究室（係）長	53	51.1	576,327	2,387	573,940
	主任 研 究 員	213	45.0	589,221	87,774	501,447
	研 究 員	208	37.2	496,776	106,747	390,029
	研 究 補 助 員	32	37.8	335,909	63,687	272,222
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	67.0	1,754,320	0	1,754,320
	副 院 長	2	55.5	1,658,868	0	1,658,868
	医 科 長	17	47.0	1,386,257	184,615	1,201,642
	医 師	25	42.4	1,350,675	166,206	1,184,469
	歯 科 医 師	2	49.0	517,000	0	517,000
	薬 局 長	5	48.1	513,126	600	512,526
	薬 剤 師	19	40.4	398,708	27,099	371,609
	診療放射線技師	25	39.4	406,280	41,688	364,592
	臨床検査技師	27	45.6	402,388	30,554	371,834
	栄 養 士	20	36.8	286,701	19,053	267,648
	理学療法士	50	31.8	311,261	26,337	284,924
	作業療法士	43	31.0	323,653	29,713	293,940
	総 看 護 師 長	5	56.7	463,865	5,096	458,769
	看 護 師 長	45	50.0	417,185	9,686	407,499
看 護 師	132	38.2	350,827	13,929	336,898	
准 看 護 師	101	47.7	307,096	22,788	284,308	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	6	61.8	758,987	1,203	757,784
	大 学 教 授	45	57.4	640,366	968	639,398
	大 学 准 教 授	29	46.2	535,832	9,381	526,451
	大 学 講 師	22	40.9	421,964	3,817	418,147
	大 学 助 教	27	36.9	406,238	14,152	392,086
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	5	57.5	656,142	0	656,142
高 等 学 校 教 諭	46	42.6	480,087	7,609	472,478	

備	考
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長	
構成員3人以上の室（係）の長	
下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
部下に医師又は歯科医師5人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師1人以上	
部下に薬剤師2人以上	
部下に看護師長5人以上	
部下に看護師又は准看護師5人以上	

その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	3 ^人	61.8 ^歳	711,824 ^円	4,640 ^円	707,184 ^円
	60歳男性	1	—	X	X	X
	事務・技術部長	22	62.6	559,681	1,669	558,012
	60歳男性	7	—	599,804	0	599,804
	事務・技術部次長	8	61.9	471,856	0	471,856
	60歳男性	1	—	X	X	X
	事務・技術課長	16	61.6	397,411	3,895	393,516
	60歳男性	8	—	461,130	0	461,130
	事務・技術課長代理	1	X	X	X	X
	60歳男性	—	—	—	—	—
	事務・技術係長	55	62.3	294,563	19,811	274,752
	60歳男性	14	—	322,351	36,747	285,604
	事務・技術主任	2	62.5	232,550	0	232,550
	60歳男性	—	—	—	—	—
	事務・技術係員	516	62.5	275,488	15,869	259,619
	60歳男性	95	—	297,393	15,341	282,052

備

考

その1の1企業規模計の備考欄参照

第17表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり				定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員	規 模 計	95.9%	43.2%	81.3%	41.2%	4.1%
	500人以上	96.0	46.9	83.8	46.0	4.0
	100人以上 500人未満	97.5	40.7	76.1	39.2	2.5
	50人以上 100人未満	91.7	39.4	87.9	33.3	8.3
課長級	規 模 計	87.2	38.7	83.6	41.0	12.8
	500人以上	82.0	38.7	90.0	45.7	18.0
	100人以上 500人未満	92.1	39.2	76.0	36.6	7.9
	50人以上 100人未満	88.9	37.5	87.5	40.6	11.1

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある				
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
87.7%	(94.4%)	[15.4%]	[14.2%]	[70.4%]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,961円
配偶者と子1人	20,011円
配偶者と子2人	25,975円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、平成30年度の扶養手当支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、その他の扶養親族については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	61.0%
支給しない	39.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	27,000円以上28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	55.7%	44.3%	50.4%	49.6%	49.2%	50.8%
500人以上	60.6	39.4	54.2	45.8	53.5	46.5
100人以上 500人未満	60.0	40.0	56.6	43.4	55.4	44.6
50人以上 100人未満	67.5	32.5	56.0	44.0	68.9	31.1

3 生計費関係資料

標準的な生活の水準を求めるため、家計調査（総務省）等に基づき、平成30年4月の標準生計費を費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- ・ 食 料 費……食料
- ・ 住 居 関 係 費……住居，光熱・水道，家具・家事用品
- ・ 被 服・履 物 費……被服及び履物
- ・ 雑 費 I ……保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽
- ・ 雑 費 II ……その他の消費支出（諸雑費，こづかい（使途不明），交際費，仕送り金）

(2) 費目別，世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における水戸市の平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別，世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の平成30年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と水戸市の平成30年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

なお、全国の平成30年4月の1人世帯の各費目別標準生計費は、平成26年全国消費実態調査（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定した。

第21表 費目別，世帯人員別標準生計費（平成30年4月，水戸市）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	24,825 円	39,707 円	49,320 円	58,926 円	68,540 円
住 居 関 係 費	35,960	39,409	35,436	31,459	27,486
被 服・履 物 費	1,991	6,949	7,982	9,016	10,050
雑 費 I	23,499	21,226	39,367	57,517	75,658
雑 費 II	13,040	29,808	36,931	44,044	51,157
計	99,315	137,099	169,036	200,962	232,891

4 労 働 経 済

第22表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 現金給与総額 (調査産業計)				② きまって支給する給与 (調査産業計)				③ 総実労働 時間数 (調査産業計)		④ 所定外 労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		茨 城		全 国		茨 城		全国	茨城	全国	茨城
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
平成28年度	361.7	0.8	349.2	2.2	290.0	0.3	282.9	1.2	148.3	151.2	12.7	13.3
平成29年度	363.4	0.6	349.7	0.2	291.4	0.5	284.8	0.6	147.9	151.1	12.6	12.9
平成29年4月	307.6	0.7	293.6	1.7	295.0	0.3	288.7	1.9	153.1	156.3	13.2	13.1
5月	302.9	0.5	285.3	0.8	289.1	0.5	282.6	0.8	144.7	147.6	12.3	12.5
6月	530.3	0.3	496.7	△ 3.6	291.5	0.4	284.7	0.2	154.2	157.1	12.3	12.8
7月	425.8	△ 0.3	403.8	△ 0.3	291.3	0.4	284.5	0.1	150.5	155.1	12.4	12.7
8月	301.0	0.4	301.1	2.6	289.3	0.4	283.1	0.5	144.5	145.5	12.0	12.2
9月	299.2	1.2	290.1	1.8	291.1	0.7	283.0	0.4	148.4	150.3	12.5	12.3
10月	299.0	0.1	288.9	0.5	291.6	0.2	287.6	1.4	149.7	152.9	12.8	12.8
11月	313.0	0.7	302.1	0.2	291.8	0.4	290.2	1.5	150.9	154.0	13.1	13.2
12月	668.7	0.9	626.7	△ 0.5	291.9	0.4	286.1	△ 0.3	148.9	152.3	13.2	13.2
平成30年1月	302.0	0.2	303.7	△ 4.8	290.0	0.7	284.1	0.9	139.0	141.2	12.0	13.5
2月	294.7	0.5	289.3	1.3	290.0	0.2	286.0	1.5	143.1	146.6	12.4	14.0
3月	320.2	2.2	315.2	4.5	293.8	0.8	295.7	4.1	147.6	151.6	12.9	15.1
4月	308.6	0.3	296.5	0.9	296.6	0.6	294.2	1.9	150.9	155.5	13.0	14.3
5月	309.6	2.2	291.2	2.0	292.7	1.2	286.5	1.4	146.6	150.2	12.4	13.8
資料出所	厚 生 労 働 省											

- (注) 1 ①, ②, ⑦, ⑧は平成27年基準である。
 2 ①, ②, ③, ④は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ①, ②, ③, ④の茨城の年度の欄は、暦年の数値である。
 4 ⑥消費支出の世帯数は、家計調査における調査世帯数を示す。
 5 ⑥の平成28年度、29年度の欄は、それぞれ平成28暦年、29暦年の数値である。

済 関 係 資 料

⑤ 有効求人倍率 (季節調整値)		⑥ 消 費 支 出 (二人以上の世帯)						⑦ 消費者物価指数			⑧ 国内企業 物価指数
全国	茨城	全国 (8,076世帯)		東京都区部 (408世帯)		水戸 (96世帯)		全国	東京都 区 部	水戸	全国
(倍)	(倍)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
1.39	1.28	282.2	△ 1.8	321.1	△ 3.0	299.1	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 2.4
1.54	1.50	283.0	0.3	333.1	3.7	310.8	3.9	0.7	0.5	0.8	2.7
1.47	1.41	295.9	△ 0.9	375.9	4.7	361.1	12.1	0.4	△ 0.1	0.5	2.1
1.49	1.44	283.1	0.5	353.8	12.9	292.8	△ 1.8	0.4	0.1	0.4	2.1
1.50	1.45	268.8	2.8	302.0	4.1	304.5	12.7	0.4	0.1	0.4	2.2
1.51	1.47	279.2	0.4	340.5	13.3	356.6	13.4	0.4	0.2	0.4	2.5
1.52	1.48	280.3	1.4	327.0	8.7	287.0	△ 10.9	0.7	0.5	0.9	2.9
1.53	1.48	268.8	0.6	325.7	5.3	311.0	4.1	0.7	0.5	0.9	3.0
1.55	1.50	282.9	0.3	329.9	△ 8.2	308.1	8.0	0.2	△ 0.1	0.2	3.5
1.56	1.52	277.4	2.4	307.7	△ 2.4	291.4	9.6	0.6	0.3	0.4	3.5
1.59	1.57	322.2	1.2	349.1	△ 3.3	338.7	9.3	1.0	1.0	1.0	3.0
1.59	1.56	289.7	3.8	311.8	△ 1.1	284.6	0.6	1.4	1.3	1.4	2.7
1.58	1.55	265.6	1.9	289.4	△ 4.3	265.7	8.0	1.5	1.4	1.9	2.6
1.59	1.59	301.2	1.1	346.4	5.7	280.8	△ 19.7	1.1	1.0	1.5	2.1
1.59	1.61	294.4	△ 0.5	375.6	△ 0.1	304.9	△ 15.6	0.6	0.5	0.7	2.1
1.60	1.61	281.3	△ 0.6	300.9	△ 15.0	290.7	△ 0.7	0.7	0.4	0.7	2.7
総 務 省											日本 銀行

(参考) 技能労務職員関係資料

1 技能労務職員給与関係資料

第1表 給料表別職員数, 平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	186 人	52.5 歳	32.7 年
現業職給料表(一)	176	53.1	33.3
現業職給料表(二)	10	41.7	23.0

第2表 給料表別, 学歴別, 性別人員構成比

給料表	計	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
		短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	100.0 %	0.5 %	93.0 %	6.5 %	88.7 %	11.3 %
現業職給料表(一)	100.0	—	93.7	6.3	88.1	11.9
現業職給料表(二)	100.0	10.0	80.0	10.0	100.0	—

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	扶養手当	住居手当	計
全給料表	343,611 円	21,217 円	10,019 円	1,702 円	376,549 円
現業職給料表(一)	344,749	21,286	10,017	1,645	377,697
現業職給料表(二)	323,590	20,018	10,050	2,700	356,358

(注) 給料には, 給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

第4表 扶養に関する調

その1 扶養手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	112 人	74 人	186 人	10,019 円	16,638 円

その2 扶養親族数

区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
扶養親族数	76 人	90 人	33 人	199 人	1.1 人	1.8 人

(注) この表でいう扶養親族とは, 扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 住居に関する調

その1 住居手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	12人	174人	186人	1,702円	26,375円

その2 住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額

区分		人 員	金 額
賃貸住宅	公 営 住 宅	0人	—円
	民 間 借 家	12	26,375
	計	12	26,375

その3 住居区分別、住居手当額別人員

区分	住居手当額	11,000円以下	11,100円以上 27,000円未満	27,000円	計
		公 営 住 宅	0人	0人	0人
民 間 借 家		0	2	10	12
	計	0	2	10	12
	構 成 比	0.0%	16.7%	83.3%	100.0%

その4 住居区分別、生計区分別人員及び構成比

区分		人 員	構 成 比
自 宅	主たる生計維持者	105人	56.4%
	そ の 他	65	35.0
	小 計	170	91.4
公 舎 等	主たる生計維持者	3	1.6
	そ の 他	0	0.0
	小 計	3	1.6
公 営 住 宅	主たる生計維持者	0	0.0
	そ の 他	0	0.0
	小 計	0	0.0
民 間 借 家	主たる生計維持者	12	6.5
	そ の 他	1	0.5
	小 計	13	7.0
計	主たる生計維持者	120	64.5
	そ の 他	66	35.5
	小 計	186	100.0

第6表 通勤に関する調

その1 通勤手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	169人	17人	186人	9,738円	10,718円

その2 通勤方法別人員及び構成比

区分	人員	構成比	
徒歩	9人	4.9%	
交通機関等利用	0	0.0	
交通用具使用	自転車	3	1.6
	原動機付自転車	1	0.5
	自動車	173	93.0
	小計	177	95.1
交通機関等と交通用具併用	0	0.0	
計	186	100.0	

その3 通勤方法別、通勤距離別人員及び構成比

区分	通勤距離	人員	通勤距離別人員及び構成比									
			2km未満	2km以上 10km未満	10km以上 20km未満	20km以上 30km未満	30km以上 40km未満	40km以上 50km未満	50km以上 60km未満	60km以上 70km未満	70km以上	
徒歩		9人	100.0%									
交通機関等利用		0										
交通用具使用	自転車	3	66.7	33.3								
	原動機付自転車	1			100.0							
	自動車	173	3.5	38.2	29.4	20.2	5.2	1.7	1.2	0.6		
交通機関等と交通用具併用		0										
計		186	9.1	36.0	28.0	18.8	4.9	1.6	1.1	0.5		

第7表 給料表別, 級別, 号給別人員分布

その1 現業職給料表(一) (現業職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					2
40					4
41					1
42					2
43					
44					10
45					
46					
47					
48					7
49					12
50					
51					
52					1
53					6
54					3
55					1
56					1
57					4
58					2
59					2
60					3
61					3
62					3
63					6
64					

		1級	2級	3級	4級	5級
65	号給	人	人	人	人	1人
66						
67					1	1
68						
69						1
70					1	
71					2	
72					1	
73					1	
74						
75				2	3	
76						
77					1	
78				1	2	
79					1	
80				2	4	
81				2	3	
82					4	
83					2	
84				1	3	
85					2	
86					7	
87					5	
88					4	
89				2	4	
90				1	6	
91					3	
92				1	1	
93					1	
94					8	
95					1	
96				1	3	
97					2	
98					2	
99					2	
100					3	
101					1	
102						
103		1				
104				1		
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121		1				
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

	1級	2級	3級	4級	5級
129 号給	人	人	人	人	人
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計	2	0	14	84	76
				職員総数	176人

その2 現業職給料表(二) (船舶に乗り組む技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9		1		
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35		1		
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50		1		
51				
52		1		
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				1

	1 級	2 級	3 級	4 級
65 号給	人	人	人	人
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				1
87				
88				
89				1
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				1
102			1	
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
計	0	4	3	3
			職員総数	10人

第8表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員			全職員1人当たり平均受給月額		
	全給料表	現業職(一)	現業職(二)	全給料表	現業職(一)	現業職(二)
扶 養 手 当	112 ^人	105 ^人	7 ^人	10,019 ^円	10,017 ^円	10,050 ^円
地 域 手 当	186	176	10	21,217	21,286	20,018
住 居 手 当	12	11	1	1,702	1,645	2,700
通 勤 手 当	169	164	5	9,738	10,139	2,690
計				42,676	43,087	35,458

2 民間技能労務従業員給与関係資料

第9表 職種別給与額等

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成30年4月分平均支給額		
			き ま っ て る 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
技能・労務関係職種 電話交換手	—	—	—	—	—
自家用乗用自動車運転手	7	49.2	404,517	96,479	308,038
守 衛	32	45.2	424,738	57,872	366,866
用 務 員	—	—	—	—	—

備考 自家用乗用自動車運転手については、業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。

第10表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		技能・労務等従業員
	下 半 期	上 半 期	
平均所定内給与月額	(A ₁)	(A ₂)	283,947円
			290,900円
特別給の支給額	(B ₁)	(B ₂)	536,322円
			549,731円
特別給の支給割合	$\left[\frac{B_1}{A_1} \right]$		1.89月分
		$\left[\frac{B_2}{A_2} \right]$	1.89月分
特別給の支給割合年間計			3.78月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考) 人事院の報告及び勧告

【給与勧告の骨子】

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給，ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため，俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)，民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は，社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは，国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は，労働基本権制約の代償措置として，国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり，能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから，給与水準は，経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は，単純な平均値ではなく，役職段階，勤務地域，学歴，年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長，課長，係長等の役職段階を有しており，公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに，現行の調査対象事業所数であれば，実地による精緻な調査が可能であり，調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕

〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕

(注) 俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

【公務員人事管理に関する報告の骨子】

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感のかん養

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上、職員が年5日以上、年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

(参考) 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出

【意見の申出の骨子】

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討